

令和6年第3回天城町議会定例会議事日程（第2号）

令和6年9月4日（水曜日）午前10時開議

開議

○日程第1 一般質問

島 和也 議員

柏木 辰二 議員

久田 高志 議員

散会

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	松山小百合君	2番	平岡寛次君
3番	島和也君	4番	喜入伊佐男君
5番	吉村元光君	6番	奥好生君
7番	昇健児君	8番	大吉皓一郎君
9番	久田高志君	10番	柏木辰二君
11番	前田芳作君	12番	柏井洋一君
13番	平山栄助君	14番	上岡義茂君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山田悦和君 議会事務局書記 實村健太君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	森田弘光君	教育長	院田裕一君
副町長	袴清次郎君	教委総務課長	和田智磯君
総務課長	福健吉郎君	社会教育課長	中秀樹君
総務課長補佐	宇都克俊君	農政課長	碓本順一君
企画財政課長	森田博二君	農地整備課長	柚木洋佐君
くらしと税務課長	高芳征君	建設課長	宮山浩君
長寿子育て課長	廣田泰望君	農業委員会事務局長	芝健次君
けんこう増進課長	中村慶太君	水道課長	西松清仁君
商工水産観光課長	梅岡拓司君	会計課長	関田進君
		選挙管理委員会書記長	里山浩一君

△ 開議 午前10時00分

○議長（上岡 義茂議員）

これから本日の会議を開きます。
直ちに本日の日程に入ります。

△ 日程第1 一般質問

○議長（上岡 義茂議員）

日程第1、一般質問を行います。
議席番号3番、島和也君の一般質問を許します。

○3番（島 和也議員）

町民の皆様、おはようございます。徳之島は先日の台風10号の影響も少なく、農家の皆様、特にさとうきび農家の皆様は安堵のことだったと思います。

しかしながら、喜界島と北大島の報道を新聞とかテレビで拝見いたしますと、多大な被害を受けて、すごく地元のことであれば、皆様も大変だったと思いますけども、喜界島の方々に対しては、大いに早く復旧をいたして、安定した日々を送れることを念じて思います。

それでは、先般の通告に従いまして、質問させていただきます。

1項目め、あまぎ自然と伝統文化体験館について。

その1点目、完成後の座席の収容人数は何名ぐらいか。また、観客席の座面はどのようなになっているか伺いたい。

2点目、体験館の展示内容について伺いたい。

3点目、各イベントにおける道路問題で、渋滞緩和策として平和8号線及び平和1号線の幅員を広げて相互通行にできないか。

4点目、農産物直売所の開設へ向けた進捗について伺いたい。また、取り扱う商品は農産物だけなのか伺いたい。

5点目、農産物を仕入れて販売する運営形態はどのように計画しているか伺いたい。

2項目め、山猪工房について。

1点目、令和5年度の年間売上げと管理費について伺いたい。

2点目、令和5年度におけるイノシシの駆除数のうち、山猪工房への持込み数について伺いたい。

3点目、3月議会にて規約を見直して、他町よりのイノシシの受入れを増やした

いと答弁でしたが、その後の経緯を説明願いたい。

4点目、現状の冷凍保管施設で、いっぱいになると入荷を断られることがあったと聞いていますが、冷凍施設の増設は計画できないか。

5点目、山猪工房の運営を民間委託、いわゆる第三セクター方式にできない理由を伺いたい。

3項目め、各出先機関の運営について。

1点目、現在、出先機関で電算化になっていないのは、どこか伺いたい。

2点目、山猪工房やうおっちょの事務処理を、現場にて電算処理をして行うことができないか伺いたい。

3点目、今後完成する体験館も、事務処理を電算化にしていくのか伺いたい。

4点目、体験館の人員配置で、事務室と直売所と離れていますが、1つにして効率よくできないか伺いたい。

以上、質問していきますが、まだ体験館は完成していませんし、これからの計画であると思いますが、前向きな方向でいけるようにということで質問いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（上岡 義茂議員）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田 弘光君）

皆さん、おはようございます。

それでは、島議員のご質問にお答えしてまいります。

1項目め、あまぎ自然と伝統文化体験館について。

その1、完成後の座席の収容人数は何名ぐらいか。また、観客席の座面はどのようになっているか伺いたいということでございます。

お答えいたします。

あまぎ自然と伝統文化体験館の座席数については、約2千190席、立ち見席850席、合わせて3千40席ということで計画をしております。

また、座面につきましては、計画ではコンクリート敷きとなっております。

あまぎ自然と伝統文化体験館、その2、体験館の展示内容について伺いたいということでございます。

お答えいたします。

自然伝統文化体験コーナーにおきましては、観光案内及びVR、バーチャルリアリティーVR機器を用いての自然・伝統文化の疑似体験をできるコーナーを考えております。特に、ウンブキの中がバーチャルで体験できるような施設を考えてお

ります。

また、個人などから、闘牛関連の寄贈品も頂いております。そちらも展示させていただきたいと考えております。

あまぎ自然と伝統文化体験館、その3、各イベントにおける道路問題で、渋滞緩和策として平和8号線、そして、平和1号線の幅員を広げて相互に通行できるようにできないかということでございます。

お答えいたします。

体験館でのイベント時等の渋滞を想定してのご質問だと考えます。

現在、道路拡幅事業としまして、平和東線、前野岡前横断線を実施中でございます。この事業の実施中の中で、体験館完成前にこの2つの路線に取りかかることは現在のところできません。各種イベント開催時の今後の利用者の交通状況を見ながら、検討させていただきたいと思っております。

あまぎ自然と伝統文化体験館、その4、農産物直売所の開設に向けた進捗について伺いたい。また、取り扱う商品は農産物だけなのか伺いたいということでございます。

お答えいたします。

直売所開設に向けた準備としては、これまでマルシェ、また移動販売等を実施してまいりました。

また、今年度新たに、うおっちょのスペースをお借りしまして、農産物の無人販売、そのようなことも行っております。

現在、個人4名と8グループの協力をいただいているところでございます。開設に向けて、集荷体制の構築や消費者ニーズの把握なども行ってまいります。

また、販売商品につきましては、農産物が主体であります。加工品やその他のものについても取りそろえていきたいと考えております。

あまぎ自然と伝統文化体験館について、その5、農産物を仕入れて販売する運営形態はどのように計画しているのか伺いたいということでございます。

お答えいたします。

令和4年度より、国の補助事業、農村型地域運営組織形成推進事業、いわゆるRMO事業と称しておりますが、この事業を活用して地域づくり協議会を発足しているところでございます。

これは地域資源の有効活用や農地の保全、また高齢者等の生活支援により、地域の活性化を目指そうとするものでございます。

直売所の運営については、この地域づくり協議会を核として実施する予定で、今進めております。

2項目め、山猪工房について、その1、令和5年度の売上げと管理費について伺いたいというところでございます。

お答えいたします。

山猪工房では、ロース、モモ、バラ、ヒレ、ミンチの5種類の精肉を販売しております。令和5年度の売上げといたしましては、精肉の販売額が205万6千円、また自動販売機を設置しておりますので、その収入で6万円、合計211万6千円の売上げとなっております。

管理費といたしましては、イノシシの買取り費106万1千円、光熱水費171万6千円、人件費が435万円、その他経費で47万7千円、合計760万4千円となっております。

令和5年度のところでは、マイナスの548万8千円の収支となっております。

山猪工房について、その2、令和5年度におけるイノシシの駆除数のうち、山猪工房への持込み数について伺いたいというところでございます。

お答えいたします。

令和5年度の駆除数は460頭となっております。そのうち、山猪工房への持込み数は74頭でございます。体重が20kg以上、刺し止め1時間以内のイノシシの買入れを対象としております。

山猪工房について、その3、去る3月議会において規約を見直して、他の町よりのイノシシの受入れを増やしたいとの答弁でしたが、その後の経緯を伺いたいというところでございます。

お答えいたします。

ご質問のとおり、解体手数料の見直しを行い、町内外の捕獲者の格差を解消したところでございます。

その後の経緯といたしましては、伊仙町役場を通じ、伊仙町猟友会への情報提供を行ったところでございます。

現在のところ、持込みの実績はございません。

山猪工房について、その4、現状の冷凍保管施設で入荷を断ることがあったと聞いておりますが、冷凍施設の増設は計画できないかということでございます。

お答えいたします。

ご質問のような事例は、現在のところございません。

成熟用の冷凍庫、その容量が5頭から6頭規模であります。現在のところ、これを上回る持込みはないところでございます。

山猪工房について、その5、山猪工房の運営を民間委託、第三セクター方式等にできないか。できない理由を知りたいというところでございます。

お答えいたします。

運営の民間委託は必要なことだと考えております。収支の健全化、そういったものも努めながら、委託に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

3項目め、各出先機関の運営について、その1、現在、出先機関で電算化になっていないのはどこか伺いたいということでございます。

お答えいたします。

ご質問の電算化とは、役場本庁舎と出先機関をネットワークで接続して、庁舎と同様に財務会計、いわゆる公会計システムを使用した業務が行えることというふうに、定義といたしますか、考えさせていただきます。

現在、職員が常勤する出先機関で電算化ができていないのは、山猪工房あまぎ、うおっちょの2ヶ所でございます。

また、人がいない施設、非常勤施設が、アマミノクロウサギの観察小屋、また農産物の加工研修センターの2ヶ所がございますが、ここについても同様でございます。

各出先機関の運営について、その2、山猪工房やうおっちょの事務処理を、現場にて電算処理して行うことができないか伺いたい。

お答えいたします。

山猪工房、うおっちょがネットワークでつないでいない、その理由として、2つの施設の当初計画では、先ほど申し上げましたように、施設運営を指定管理で運営していくこと。また、主に伝票起票のみのネットワーク利用の中で、処理件数も少なく、本課でそこでは処理できることの理由で、現在も接続されていないところでもあります。

2つの施設とも、パソコンとインターネット接続は整備されております。その施設に関する資料作成などの事務処理は、その施設で可能でございます。

各出先機関の運営について、その3、今後完成する体験館も事務処理を電算化にしていくのか伺いたい。

お答えいたします。

現時点では、入館者の台帳整理、また使用料の管理を想定しておりますので、任意のシステムを構築し、管理をしていきたいと考えております。

また、来館されたお客様には、不自由なくお過ごしできる環境は提供すべく、インターネット回線を設置し、無料Wi-Fiの整備は進めていきたいと考えております。

各出先機関の運営について、その4、体験館の人員配置で事務室と直売所が離れていますが、1つにして効率よくできないかということでございます。

お答えいたします。

体験館のオープン、令和8年4月以降を想定しております。今後、関係する部署・団体で、具体的な運用について協議を行っていくこととなります。

その中で、人員配置並びに事務室と直売所の管理における運営手法を決定していきたいと考えております。ご質問の部分も含め、効率よく運営ができるよう、しっかりと協議を重ねていきたいと考えているところでございます。

以上、島議員のご質問にお答えいたしました。

○3番（島 和也議員）

ご答弁ありがとうございます。私が質問する内容は、先ほども言いましたとおり、まだ完成していない中での質問になりますので、大幅に予定が変わったり、計画変更などの運営体制の見直しもあると思います、のを含めて質問してまいります。

まず、座席数に関しまして、おおむね3千40席ということです。それと、座面はコンクリートということになっております。

それで、順次質問していきますけども、完成後の施設の運営は、どの課が担当されますか。総務課長、お願いします。

○副町長（袴 清次郎君）

この施設の管理運営体制についてでございますが、直売所につきましては、農政課のほうで答えしております、協議会の運営ということで予定をいたしております。

闘牛場、そして体験ブースにつきましては、今後、商工水産観光課で準備を進めておりますが、やはり1つの課というよりは、縦横の連携をしながら、しっかりと運営ができる体制を構築したいと考えております。

○3番（島 和也議員）

施設の中にいろいろなものを扱うということで、運営自体が1つの課ではできないということは承知しておりますけども、ただ、窓口だけはしっかりして、いう形でやっていただきたいと思っております。

それと、これだけ国・県の補助をもらいながら造る建物ですので、伊仙町のなくさみ館、聞いていますと、年間に何かの動員をしなきゃいけないとか、イベントをしなきゃいけないとかいうのをちょこっと聞いておりますけども、この施設に関してはそういうのはありますか。

要するに、年間に何回ぐらいイベントをしなきゃいけないとか、何人以上の導入をしなきゃいけないとかという、補助金をもらう上での縛りがありますかということです。

○商工水産観光課長（梅岡 拓司君）

お答えいたします。

まだ具体的に年間のスケジュール、要は大会とかコンサート等、まだ具体的には煮詰まってははいないんですけども、それによって補助金の縛りはないというふうには伺っております。

○3番（島 和也議員）

それはよかったです。要するに、そういう縛りがあると非常に窮屈で、何かのイベントをしなきゃいけないとか、何かいろんなことを考えなきゃいけないんで、そういう上で、自由にいろんなこの施設を利用して、いろんなイベントができていくんじゃないかと思っておりますので、今後、完成後にいろいろ計画してやっていただきたいと思います。

それと、座面の件なんですけども、私も闘牛が好きで、なくさみ館よく行くんですけども、自前で座布団を持っていきます。要するに、長時間座りますと、お尻が痛くなってということもありまして、自前で持っていきますけども、今回コンクリート敷きということで。

今後、完成後に順次予算つけていって、FRPとかそういう材質の分を年次的に整備していく考えはお持ちじゃないですか。お願いします。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

座面はコンクリートで現場打ちをした上に、もちろんモルタルで3 cmほどの厚みを仕上げをします。今、高さですけども、30 cmを今予定しておりますで、通常35 cmから40 cmぐらい観覧席等は設置するんですが、その上に後々、木であるとか、プラスチックなのか分かりませんが、そういうのを設置をしても、高さ的に大丈夫なような高さでは一応今回仕上げます。

その後、じゃあ、そういう木の座面を新たにするのかとかいうのは、また別の木材利用とかの事業などが導入できれば進められるものかと思っておりますが、今、建設課で建物を造る際は、今まだ、そこまではいってないですね。

○3番（島 和也議員）

了解いたしました。年次的に整備をしていてもらいたいと思っております。どうしても闘牛とかになると、2時間ぐらい座っておきますので、自然と長く座るのもきついもんですから、やっていただきたいと思います。

それと、あと闘牛だけじゃなくて、イベントをするということで音響、この辺の音響設備に関してはどうお考え、設備設計の中に入っていますかね。コンサートをしたりとか、そういうこともあると思いますけども、そういうことに対する、音に対する設備はなっていますか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

音響については、今こういうものを入れましょうということでは、設計のほうは上がっていないです。

照明につきましては、後でスポットライトとか、そういうのでいろいろ苦労しないような照明は今計画をして、今、屋根する際にも照明つけないといけないですので、照明についてはLEDのいろんな光の当たり方、ステージの当て方、そういうのできるような照明にはしてあります。

音響については、そこまでまだイベントで、今、BGでしたり、いろんなところでイベントするような形で、機材の持込みになるんじゃないかなと、今考えております。

○3番（島 和也議員）

常駐でそういう機材置いとくと、海が近いし、さびるとかそういう懸念もありますので、今、防災センター、BG等などで、トリアスロンとかなどでいろいろ使っている。その都度持ち込んで、機材を持ち込むという様式は、よろしいんじゃないかと思います。

町で機材を持つことに対しては、多大な費用かかると思うんで、イベント会社等などありますので、その都度、そのイベントに対してやっていければよいのではないかと思います。

照明は非常に大事なんで、ちょっとイベントのときに照明を取り付けることは非常に難しいと思うんで、当初の中でそういう形ができているのはよいかと思いますので。

次に移ります。

体験館の展示内容について伺いたってことですが、町長の話では、VRとか闘牛の個々の持っているものを配備するということなんですけども、ここの体験館の入場料という設定はありますか。

○商工水産観光課長（梅岡 拓司君）

お答えいたします。

まだ、具体的な入館料というものは定めておりません。

今後、令和8年の4月のオープンに向けて、今年度からちょっと協議会的なものを進めていきたいと思いますので、伊仙町にあるなくさみ館等も参考にしながら、そういったところで具体的にまとめていきたいというふうに考えております。

○3番（島 和也議員）

最後の質問の中に、職員の農産物等の一緒にできないかということなんですけども、

体験館の中に常駐の職員を配備する予定ですか。

○商工水産観光課長（梅岡 拓司君）

お答えいたします。

今、まだ計画段階なので何とも言えないんですけど、職員を配置するということは、今のところ我々のほうでは考えてはおりません。

○3番（島 和也議員）

その都度連絡があったときに開けるとか、ただ、今答弁では配置しないということなんですけども、先ほど観光客の誘致とかいうことも言われていましたけども、閉まっていれば見えないわけですから、それに向けた協議は、今後大いに重ねるべきだと思いますので、いつでも見れるような設備にしてほしいなと思います。

○副町長（袴 清次郎君）

ご質問の体験コーナーのほうのスタッフでございますが、正規職員という形では考えておりません。

ただ、直売所と体験コーナーとの兼ねるといのは難しいかと考えております。

議員がご指摘のように、本町としては、あの施設を核として観光振興に取り組むということで方針を示しておりますので、あそこにスタッフはいないと、観光客対応はできないかと考えております。

そういったことで、またVRですとか、そういったものの操作説明とか、そういったことも必要になってきますので、スタッフの常駐は必要かと考えております。

○町長（森田 弘光君）

これ、みんなで共有しているかと思っておりますけど、私の中では、自然と伝統文化体験館だけが独立した施設、当然あるんですけど、そこには、うおっちょもあります。そして、山猪工房もあります。そして、すぐ隣は今、運動公園があって、わんぱく広場があります。

やはり全体の1つのゾーンとして、徳之島のみんなが楽しめる施設、そしてまた当然入り込み観光客を含めて、入り込みの方々が見えますので、そういったトータルな施設として、私は考えたいというふうに思っております。

やはりそこには、しっかりとした正職員が、もしくは名称は会計年度というのになるんでしょうか、そういった方々、そして、うおっちょ、山猪工房、そして、わんぱく広場で遊んだ子供たちが来て、自然、ウンブキの中を見てみたいと。自分たちで潜れないから、ここでウンブキをバーチャルで体験したいとか、そういうトータルな施設として、僕は運営できればなと思っております。

そのために、そのようなことを、じゃあ実現するためにはどうすればいいかということが、今、協議会の中で考えることができればと思っております。

○3番（島 和也議員）

分かりました。ぜひ令和8年4月からの運用ということで、時間はありますので、まだまだ。協議を重ねて、町長が言われるみたいに、天城町の核となるような形で、あの一帯を網羅するという方向性を考えながら、協議をして進めていければよいのではないかと思います。

展示物に関しまして、天城町にはユイの館というのがあります。ここには過去からの歴史的なものが多数ありますが、ユイの館の展示物を共有したりとか、貸し借りしたりとか、そういう中で展示をするというお考えはお持ちじゃないですか。

○商工水産観光課長（梅岡 拓司君）

お答えいたします。

まず、展示物については、町長からの答弁もありましたとおり、個人から頂いた闘牛に特化した、優勝旗になるんですけども、歴代の優勝旗とかを体験コーナーの入り口先に展示しようかというふうに今想定しております。

奥に入られると、VR体験ができるようなスペースになっておりますので、そこには大型スクリーン等をちょっと設置して擬似体験ができるような形、もう一つは、ゴーグルを使って立体的に体験できるような整備を進めていくことで、今想定をしております。

○3番（島 和也議員）

VRを使ったり、そういう自分が見えないところを見れるというのはすばらしいことだと思います。特に、ウンブキに関しまして、私も浅間の湾屋で、その近くに住んでいますけども、結構ウンブキのほうに観光客、「わ」ナンバー、レンタカーを借りた方々が行っているのをよく拝見しております。

そういう意味でも、ただ、下まで行っても、中は見れない。そこで、体験館の中で、そういうVRで見れる施設があるってなると、非常に皆さん、興味津々で行くんじゃないかと思いますので、有意義な形で整備を進めていってほしいと思います。

それでは、渋滞緩和に関しまして、先ほど町長の答弁では、平和東線とか前野線とかその辺のことで、ちょっと当面着手できないという話ですけども、取りあえず令和8年の運用に関して、4月からは多分オープニングイベントとかいろいろ考えていかれると思いますけども、やっぱりオープンしたからには、大会等などいろいろ行われると思います。

どうしても今、徳之島は車社会です。車しかありません。車の渋滞緩和を目指すのに、今の現状では、抜け道はありますけども、私が言う平和8号線、1号線、これは片側というか、車1車線しか通れない道路です。

路線の位置に関しては、ちょっと把握できていないので、ちょっと説明いたしますけども、平和8号線は海側の海岸線から平和通りに行ける道で、個人名言いますと、総務課の奥山君の家の前を通る道なんですけども、この道は道幅は狭いんですけども、起伏もありガタガタしてしまっていて、非常に通りにくい形の道です。また、道幅も狭いです。

それと、1号線に関しましては、北中の南側、県道から西整備工場までのあの道は広いんですけど、そこから運動公園へ抜ける道、あの道が1車線というか、車1台しか通れなくて、離合もできない道です。

私が言うのは、8号線と1号線、この道の幅員をちょっと広げて、相互通行ができるような道にしていきたいというのが思いを持って走っています。

というのも、住民の方々もそこを日常的に通りますので、どうしても離合できないパターンで、たまに通れないときもありますので、できれば日常生活の緩和のためにも、ただ渋滞緩和というだけじゃなくて、そういう意味でも、ぜひ早めの着手をしていただきたいと思います。これは要請して終わります。

次に、農産物直売所の開設に向けた進捗状況を伺いたいということと、先ほど言いました農産物だけなのかということと、加工品もありますよということだったんですけども、農政課長に伺います。

令和8年3月完成ということで、4月から運用開始ということなんですけども、取りあえず1年半ちょっとありますけども、それに向けて具体的にいろいろ考えているのか、ちょっとお伺いしたいです。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

町長の答弁もございましたが、RMO事業、あれを活用しまして、マルシェ、イベントの開催であったり、移動販売の実施等を行ってきたところです。

令和8年迎えるに当たって、まず実際、農産物を集めて販売のところを、全然大規模ではないんですけども、どういった感じでやれるんだというところを、うおっちゃんさん相談しまして、スペースを借りて、今、無人販売を行っているところです。

それを行いながら、実際、本番に向けての協力をいただける生産者の皆さん、そのパイプづくりを今重視しているところです。

○3番（島 和也議員）

そのグループをつくっていくということでもありますけども、取りあえずJAさんは頼らないということによろしいわけですか、JAさんは。JA。頼らない。独自のグループでされるということで、よろしいですか。

○農政課長（碓本 順一君）

先ほどの答弁もありましたが、地域づくり協議会、こちらのほうが主となって動いていただきます。

実は、直売所の管理運営というよりは、農産物を集荷してそれを直売所でも売るんですけども、実は給食センターに地場野菜を提供できるシステムをつくりたいというの、今動いております。

それも地域づくり協議会の中で取り組んでいただいて、より多くの農産物を集められるキャパをつくって、今まで庭先で栽培していて無駄になっていたもの、これをしっかり有効活用したいなという観点からも、なるべくたくさんの農産物を取り扱って、それをたくさんのはけ口、出口を準備できるようなことを、今準備を進めているところです。

○3番（島 和也議員）

次の質問とダブるんですけども、そういうグループを活用してやっていくということで、ちょっと気になるのが、農産物を集荷というか、行くということなんですけども、私の考えの中では、できれば農家の方々が自分の作ったもの、そこ持って行って、自分らで値札をつけて自分の責任持って、売れ残ったらまた持って帰るという形がベストだと思うんですよ。

ただ職員が取りに行くとか、今、伊仙町のあそこでやっているような形じゃなくて、農家が自主的に持って行って、自分の責任で販売する値段を決めて、売れ残ったら自分の責任で持って帰って、そこで運営管理はその母体がやっていくというのが一番いいと思います。

その中で、以前、私も沖縄糸満市でちょっと見に行った、農家の産物を販売しているところ見に行ったんですけども、その中でも形のきれいなものじゃなくて、キュウリの曲がったのとか、いろんなものが販売していました。単純に、やっぱりスーパー見ると、きれいなものしか並んでいないですよ。

農業して作物を作ると、形の曲がったのとかいろんな大きいとか、いろいろ出てきます。そういうのも並べて、味は変わらないので、そういう思いの中にやっていくという方向性を考えていただきたいと思いますんですけども、いかがでしょうか。

○農政課長（碓本 順一君）

ご提言ありがとうございます。今、島議員がおっしゃった部分につきましては、フリースペース的なところを設けまして、そこでそういった形で動けないかなと。農産物に限らず、例えばフリーマーケットってありますよね。個人的にやっていらっしゃる方もいます。そういった使い方ができるスペースも設けたいというところで考えております。

さっき申し上げた集荷のところは、給食センター等に出す関係上、ある程度の裁

培技術というか、ラインは設けたいと思っています。その部分につきましては、シンボルマークを今準備していきまして、それをきっちり貼って、これにつきましては、これこれこういった基準を満たした中で栽培された農産物ですよというところで販売できたら、上手にすみ分けできないかなというところを今想定しているところです。

○3番（島 和也議員）

先ほどちょっと言い忘れましたけども、沖縄のどこではジャガイモ、ジャガイモのそうか病がついたやつも販売していたんですよ。非常にあれを見て、えー、こういうの売ってんだみたいなパターンを過去に見てびっくりしたんですけども、農産物を作る上では、いろんなものがあります。

その中で、それをはけ口として、窓口としてできるのであれば非常にいいことだと思うんで、そういうのも検討しながらやっていただきたいと思います。

あとは、次に移ります。

山猪工房についてお伺いします。

この数字を聞いて、非常に町長としてはどう思われるのかなと。せっかく駆除、イノシシ駆除ということで造った施設がありますけども、そこでイノシシの肉を売っていくという目標を立てながら、非常に年間200万円、5年度の売上げ見ると、年間200万、経費として760万かかっている。マイナス541万。

この数字を聞いて、これは前回も私、質問しましたけども、非常にこれ、この施設が何か稼働していないなという思いの中に質問しております。

もう一回お伺いしますが、町としてこの数字を見られて、どういうお気持ちでおられるか、その辺をお伺いします。

○町長（森田 弘光君）

基本的には、いわゆる有害鳥獣ということで、これまで商品化できないイノシシの肉を何とか商品化していきたい。そして、今ジビエという流れの中で、いわゆる特産品にしていきたいという思いで施設を造ったわけではありますが、なかなか運営自体というのが厳しい状況でございます。

やはりそこで400頭を超える有害鳥獣で、捕獲、屠殺をしているわけでありまして、その歩留まりといいますか、70頭から80頭ぐらいの間、90頭ぐらいの間で持ち込まれているということでもあります。

何とかして持ち込む数を、また100頭を超えとか、110頭をもうちょっと多くしていただきたいということをお願いしております。そうすることによって、有害鳥獣がジビエとして宝になるんだということでもあります。

今の数字を見ると、本当に税金、納税者の方々に対して申し訳ないという思いの

中でおります。少しでもそれが好循環できるような形、また、もしくは早くそこら辺の準備を整えて、民間委託のほうに移して行って、何といたうんですか、もうちょっと商売っ気というか、そういったものを出すような形ができればなという思いは強く持っております。

○3番（島 和也議員）

ですよね。町としても、せっかく投資したのに、なかなか前へ進まない。ちょっと答弁としても苦しい内容だと思いますけども。460頭駆除する、単純に役場に尻尾を持ってくるということで460だと思いますけども、そのうちでも74頭しかない。

それと併用しまして、多分聞いていると思いますけど、徳之島町と伊仙町、この辺の数字も、持込み数の聞いていたらお願いしたいですけど、聞いていないですか。

○農政課長（碓本 順一君）

申し訳ありません。ちょっと把握していないところです。

ただ、徳之島町さんも伊仙町さんも、大きな箱わな、うちもやっているんですけど、等がありまして、それなりの頭数が捕獲されているというのは聞いているところです。

○3番（島 和也議員）

多分、天城町以上に捕獲しているんじゃないかと思います。単純に460を掛けると、年間1千頭ぐらい、徳之島全体では捕獲して処理しているのではないかと、憶測ですけども、思います。

ただ、その中で、山猪工房に持ってくるのは74頭ということなんですけども、それで、前回もちょっとお話しして、課長の答弁をいただいています。要するに規約を見直して、他町よりの持込みも増やしたいというのを聞いていますけど、その後の経緯をちょっと説明してください。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

町長の答弁のとおり、町外の捕獲者の方と町内の捕獲者の方の解体手数料の格差がございました。これは猟友会の皆さんともお話ししながら、持込みを増やしたいという中でイコールにしましょうということで、規約の見直しを実施いたしました。

伊仙町さんに関しましては、猟友会の集まりがあるという話を聞いたので、その場で伝えてもらいたいということで依頼しました。

徳之島町さんに関しましては、山の捕獲者の方とちょうど会う機会がありまして、ご案内させていただいたところなんですけど、先ほど答弁もございましたが、止め刺し、放血してから1時間以内に持ち込まれたものじゃないと、ちょっと衛生的に

肉として販売できないというところがございました。そこら辺がちょっとネックで、今、町外からはなかなか。

実際、捕獲者の方とお話ししたら、遠いもんねというところがあったので、そこについては、また今後いろんなことを検討していかなければいけないなというふうに考えているところです。

○3番（島 和也議員）

了解しました。前後しますけども、次の質問で、なぜ民間委託できないのかという事の中で触れていきたいと思えますけども、要するに、持ち込むからできないということなんですよ。

これを民間企業にいたしますと、その前にはっきり言って、今の現状であると、本当に民間でも維持できない状態ですよ、はっきり言って。役場だから維持できているってわけであって、本当民間だったら、これはもう無理です。

というのが、年間に1千頭ぐらい捕れているわけですから、それを民間にすると、自分らで捕り、捕りっていうか、引取りに行けるわけですよ。自分から車を持って行って、山に行って捕っていく。

そこで、わなに引っかけたやつを、そこで止めを刺すという形でくれば、1時間で帰ってくれるわけ、1時間もかからないで帰ってこれるわけです。そっから処理できるわけなんで、この問題はクリアできると思うんですよ。

だから、先に質問しますけども、なぜ民間委託はまだまだできない。過去に、ほかの議員も質問ありましたけども、なぜ民間委託できない理由は何ですか。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

今、島議員おっしゃったように、500万のマイナス収支の施設をそのままどなたか引き受けませんかというのは、ちょっと現実的ではないと思っております。

今おっしゃっていた、引取りに行く体制、そこら辺の工夫というか整備とかも、やはりきっちり役場で運営している間で、将来的に収支の安定化を見込めるところまでは、もうちょっと整理しないことには、今どなたか要りませんかというのは、ちょっと乱暴じゃないかなという思いがありまして、もう少しあそこの運営、安定的な運営をもうちょっとしっかり見いだせるところまでは工夫を、改善を進めていきたいというふうに今思っているところで。

それが見通せた暁には、答弁もありましたけれども、全然民間の方に運営していただくのはいいことだというふうに考えております。

○3番（島 和也議員）

いや、課長、話がちょっと緩いですね。もっと、今のできてから民間委託じゃな

くて、民間の方でしたら、今1千頭まで捕れるんだったら、あんだけの設備あるわけだから、どんどんいけますよ、それは。

猟友会とか話しされて、あと足りない分、役場で当面の間補助しますとかいう形を持っていければ、いけると思うんですよ。

要するに、課長の考えの中で、できてからそれを渡すんじゃなくて、今あるわけなんですよ。1千頭も捕れている。年間に捕れている。ここを自分らでやっていって、そこにまたイノシシの肉を売ることによって収益が上がるわけだから、運営できるんですよ。

私も過去からそういう商売しているんですけど、考え方が、はっきり言って、言葉が雑になりますけど、私どもからすれば、猟友会もしても、あれはただもんなんですよ、実際。できているんで。そこで捕ってきて加工して販売すれば、お金入ってくるわけなんで。

だから、課長の考え、ちょっと私はおかしいと思います。もうちょっとシビアに考えて、実際何も捕れない中では、そういう話もしていいと思うんですけども、数字的にも出ているんで、明日からでもできるってことなんです、これは。

だから、できたらこういう、言葉悪いですけど、お役所仕事じゃなくて、本当に死活問題的な形の中に考え方をしていく方々にお話をしていって、猟友会の方々と親身に話しされてやっていければ、すぐにも解決できることだと思いますので、せっかくああいう設備があって、イノシシの肉も買いたい人います。

最後のほうでも話ししますけども、そういう方向で進めていって、ぜひあその施設をもっと活性化していただきたい。うおっちょのほうも結構頑張っているし、はっきり言って、山猪工房の方々も待つだけの商売なんですよ。攻める商売していないんです、攻める商売を。言葉悪いんですけども。

そういう意味の中で、もう一度そういう考えを見直すことはできませんか。課長も、あと残り数ヶ月と聞いておりますけども、後輩のために、またそういう課内の中で、課長の中だけの考えじゃなくて、課内の中でそういう話を進めていって、後輩づくりとか、そういう話もできないでしょうか。お願いします。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

例えば、今やらせてくれと言われたら、それは断りません。しっかりと協議いたしまして、申し出てきた方の計画性がしっかりしているのであれば、それは全然よろしく願いますという流れになろうかと思います。

さっき町長もおっしゃっていましたが、島内に1つのものです。2千頭近くの、ちょっと抽象的なんですけど、命を有害獣駆除ということで、今その大多数が

埋設、あるいは個人利用の中でやっているところです。

今、山猪工房といたしましても、捕獲者の皆さんと色々な話進めながら、例えば日曜日の午後、持込みが都合がいいんだがというご意見もいただきながら、勤務体制の見直し等も行ってきているところです。

その中で、今年度少しですが、持込みの割合が増えております。その状況を見て、先ほど島議員おっしゃった、誰かがもし手挙げるのであれば、そこは全然一緒になって、貴重な資源をしっかりと活用できるようなところは進めてまいります。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩します。11時10分より再開します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

島議員。

○3番（島 和也議員）

先ほどの答弁の中で、私の質問内容にもありますけども、以前、冷凍保管施設でいっぱいになると断ったということ、これはちょっと過去に職員の方からお聞きしたんですけども。答弁では、そういう現状がないから造らないという話ですけども、先ほどから申しましたとおり、民間にすると活性化していくわけなんですよ。活性化するということは、量がいっぱい入ってくるっていうわけですね。

今、現状の中では、多分保管できない状況に至ると思います。だから、前向きに、そういう冷凍保管施設を造ってあげて、先ほどから言っているみたいに、民間委託をしていくという方向性を考えてやっていただけないのかということをお願いしているんですけども。

今、私が言ったことに対して、町長も言われたように、前向きに民間にやっていきたいと。さっき課長も言われましたよね。ある程度のものを準備して委託をしたいと。その中で、この冷凍保管施設は必要ないという答弁ですけども、いま一度お願いします。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

先ほども答弁いたしました。今おっしゃったように、今の設備が将来的にずっと用をなすかということも、しっかり考えないといけないと思います。

そこで、これから先必要なのが熟成用の冷蔵庫なのか、もしかすると、またほか

にも必要なものがあるかもしれません。そこらは、また猟友会、捕獲者の皆さんと、しっかりもんだ中で進めてまいりたいと思っております。

山猪工房を今のまま置いておくというところは、全然考えていないところです。

○3番（島 和也議員）

了解いたしました。私の思いとしては、ぜひ町長も言われたとおり、早く猟友会の方々と話し合いを密にさせていただいて、当初、猟友会がして、できなかったから、役場がやっているって話を聞いていますけども、そこもちょっとサポートしてあげれば、私はできると思います。

やっぱり猟友会の方々ですから、他町の方々とも交流があると思いますので、その中で話をいろいろ進めていけば、もっとこの施設が活性化していくような内容になっていくのではないかと思っておりますので、ぜひ他町の方々も交えて、いろいろもんでいって、この施設が天城町1つしかないですから、リュウキュウイノシシ、これ稀少なものです。

これを販売していくということは、町民の方々、島民の方々もあんまり知らないと思いますけども、それを民間にすることで、それを販売していくという方向性を広げていければ、駆除の目的で造った施設ではありますけども、そっから利益を得ていって、雇用も生まれていくという形をしていければ、よい施設ではないかと思っておりますので、前向きな形で素早く動けるような形でやっていただきたいと思っておりますので、前向きな形で素早く動けるような形でやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、次に移ります。

各出先機関の運営についてですけども、現在、電算化、ネットワークにできていないのは、山猪とうおっちょということなんですけども、答弁の中に、先々民営化するから、この施設は方向性があるから電算化はできないという話ですけども、それ、そういう方向で了解していいんですか。将来ってありません。ダブリますけども、いつ頃の目標で将来という形を言われているのか、ちょっと答弁をお願いします。

○総務課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

まずは、議員からの質問で、今現在、電算化、電算化というか、ネットワークをつないでいないということについてでございますが、建設当初から、山猪工房、うおっちょに関しても、最初の時点で建設している時点で、ちょっとそのような協議がなされなかったというのも一つございます。

そういう中で、その2つの施設については、民間管理ということで考え方が走っていったので、そのような協議がなされなかったということでございます。

そういう中で、今現在は直営ということで管理運営されているわけですので、本来であれば、そういうような事務処理を想定してネットワークにつないでもよかったのかなというのは、ちょっと半分は思っているところでございます。

また、いつ民営化されるかというのは、ちょっとまだこれから協議しながら、我々町のほうから指定管理制度を含めた民営化の募集をかけるというタイミングがいつかというのは、これからしっかりと協議していきたいと思っております。

○3番（島 和也議員）

この質問をした理由では、要するに、今の雇用している職員がわざわざ役場まで行って、事務処理とかそういう時間を費やしているという中での思いでの質問でした。ネットワーク組めば、そういう処理もそこで現場でできるわけですので、ということでした。

将来的というのが、いつという明確な返事はいただけないですけども、先ほどの話ともダブりますけど、早急に、うおっちょも含めて、山猪工房も含めて民営化をしていただきたい、いただきたいというか、民営化することによって、いろんな知恵が生まれてきます。

私も外部から見ると、役場の方々のものの考え方と、民間のものの考え方は非常に格差があります。民間としては、いかにして金もうけをしようかと。いかに利益を持っていこうかという方向で考えますので、できたら民営化することによって、また町民の皆さんへの活性化にもなると思いますので、ぜひぜひ早めに行っていただきたいと思います。

それと、体験館の先ほどの話に戻りますけども、そこも人員配置を常駐にするのか、しないのか、その辺もこれから審議するってことで、そこもネットワークを組む、組まない、そこはネットワーク組まないと、ちょっといろんな情報が入れないと思うんで、そこはちょっと断言はできないですけども、やっていただきたいと思っております。

それで、関連して、質問ではありませんが、要請をして、ちょっと質問を終わりたいと思います。

最近、これを出した後、ちょっと思い浮かびまして、出先機関の運営に当たって、うおっちょが軽トラックで、魚、海産物を販売しているんですけども、非常にいいことだと思います。車で、車を持たない方々、うおっちょまで買いに行けない方々、その隅々まで、魚、海産物積んで販売に行く。家の前まで行って買える。刺身とか買える。これはすばらしいことだと思います。大いにこれをやっていただきたい。新鮮な海産物を持っていく。

そこで要請というのが、来年度に向けて、荷台でクーラーボックスに入れている

んで、そうじゃなくて、ちゃんとした軽トラックに冷凍冷蔵の施設のついた車を完備して、ガラス越しに刺身とか見えるとか、そういうショーケースを乗せたぐらいの車を配備して行って販売していただきたい。

その中で、さっき言った山猪工房の肉、スライスした肉も一緒に乗せて行って、販売していただきたい。これは町民にとって、わざわざそこまで行って買わなくてもいいパターンなんです。週に1回か2回ぐらい来てもらえるパターンで、そこで物を買えるというやり方、出向いていく、移動販売をする。

これは素晴らしいことだと思いますので、ぜひぜひ大いに続けて行っていただきたい。それが町民の皆さんへのサービスだと思います。町民の皆さんにサービスすることは、また町民も喜ぶし、そういうことを心がけてどんどんやっていただきたいという思いの中に、今回の私の一般質問を終わります。

○議長（上岡 義茂議員）

以上で、島和也君の一般質問を終わります。

次に、議席番号10番、柏木辰二君の一般質問を許します。

○10番（柏木 辰二議員）

通告した1回目の質問を行います。

1項目めの行政運営について。

建設工事の指名・入札・契約・施工管理は適正に行われているのか。該当する部署の課長は、説明資料を準備してください。

2項目めの施政方針について。

農業・水産業の持続的発展による経済の活性化及び所得の向上として方針が示された、さとうきび、畜産、サツマイモ、食育・地産地消の取組状況と実績はどうなっているのか。執行部の皆さんは、施政方針と一般会計予算書を準備してください。

3項目めの防災について。

6月15日の大雨により、瀬滝集落から防災センターへ避難された方がいますが、この原因を把握し、対策をどのように考えているのか。

4項目の小・中学生への補助金について。

島外各種大会出場の補助金を、部活以外の大会出場者にも拡充できないか。

以上、4項目4点について明確な答弁を求めます。

○議長（上岡 義茂議員）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田 弘光君）

それでは、柏木議員のご質問にお答えいたします。

1項目め、行政運営について。

建設工事の指名・入札・契約・施工管理は適正に行われているかということでございます。

お答えいたします。

建設工事の指名・入札・契約・施工管理につきましては、それぞれ適応する法令・条例に基づき、これまで執行してきており、適正に進められているものと考えております。

2項目め、施政方針について。

農業・水産業の持続的発展による経済の活性化及び所得の向上としての方針が示され、さとうきび、畜産、サツマイモ、食育・地産地消の取組状況、そして、その実績はどうなっているかということでございます。

お答えいたします。

依然として、農業を取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。その中で、農業・水産業の持続的発展による経済の活性化及び所得の向上を目指し、各種施策を推進してきたところでございます。

さとうきびにつきましては、病害中対策、土づくり対策、種苗対策、また機械の導入助成などを実施してまいりました。7月現在で、来期のさとうきび6万1千tの生産を見込んでいるところでございます。

畜産につきましては、自家保留促進、また機械の導入、土壌改良資材等の事業を実施しておりますが、8月競りにおいても、前回比マイナス4千700円と厳しい状況にございます。

サツマイモにつきましては、奥議員にもお答えいたしましたが、大変有望な作物と考えており、引き続きその検証を進めてまいりたいと考えております。

食育に関しましては、新たに、われんきゃファーマー育成事業を実施してきているところでございます。地産地消につきましては、うおっちょを利用し、農産物の無人販売などを行いながら、生産農家の掘り起こしを行っているところでございます。

3項目め、防災について。

6月15日の大雨により、瀬滝集落から防災センターへ避難された方がおります。その避難の原因を把握し、対応はどのように考えているかということでございます。

お答えいたします。

先般の6月15日の豪雨、また先週27日の台風10号の接近で、防災センターを避難所として開設いたしました。議員がおっしゃっている瀬滝の方も、大雨や台風時には防災センターへ避難をされているところでございます。

その理由としましては、高齢でお一人でお住まいであること、また住宅の老朽化

による不安、また住宅敷地内に水がとどまるとのことでもございました。排水対策につきましても、敷地内にたまった水の排水対策の改善が必要かと考えているところでもございます。

4項目めの小・中学生への補助金については、教育長のほうからお答えいたします。

以上、柏木議員のご質問にお答えいたしました。

○議長（上岡 義茂議員）

教育関係の質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（院田 裕一君）

それでは、柏木議員のご質問にお答えいたします。

4項目めの小・中学生への補助金について。

その1点目、島外各種大会出場の補助金を、部活動以外の大会出場者にも拡充できないかということでもございます。

お答えいたします。

現在、天城町では、部活動以外の支援では、スポーツ少年団活動や各大会のランクに応じて支援を行っております。また、私たち奄美の伝統文化である島歌、三味線の保存・継承の観点から、民謡等の全国大会に対しても支援を行っているところでもございます。

以上でございます。

○10番（柏木 辰二議員）

ちょっと最初に聞きたいんですけども、執込部の皆さんが使用している今タブレットは、どのような活用の仕方をされているのでしょうか。

○総務課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

今、デジタル化の流れの中で、多くの市町村がこのようなタブレット、ペーパーレス化、またタブレット化を進めてきております。そういう中で本町におきましても、令和6年度において、まずは執行部側ということで、このようなタブレットを整備させていただきました。

中身については、今使っているのは、会議システムというものがソフトが入っております。その中に、今試行的ではございますが、課長会での資料等をダウンロードできるようにしております。

また、今回の議会においても、それぞれの皆様から頂いた一般質問の質問や、またそれに係る答弁書、そういったものも入れてあります。

また、さらにデータとしていろんな計画、そのようなものも一応入れ込んで、タ

タブレットで検索したり、見ていくということです。また、書き込み機能もございますので、メモ書きもできるということになっております。

これからは、今、私併用しておりますが、今後はこのようなタブレット1台で処理できるような形に持っていければと思っております。また、議会の皆様も、ぜひまたこのような形に、将来は持っていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○10番（柏木 辰二議員）

1回目の質問でしました、資料を準備してくださいとかいうお願いしたんですが、そのタブレットでは、まだ見えないということですね。

○総務課長（福 健吉郎君）

それぞれの端末で、それぞれの課長が必要な資料と思うものを、この中にダウンロード、入れ込むことは可能とはなっております。ですので、それぞれが必要なものをそこに入れ込むことは可能でございます。

○10番（柏木 辰二議員）

本題に入ります。

1項目の行政運営について。

建設工事の指名・入札・契約・施工管理は適正に行われているか。

町長答弁では、法令・条例に基づいて適正に行われているという答弁をいただきました。1つ、指名から順番に、ちょっと順番逆になるかもしれませんが、聞いていきます。

まず、指名までの手順、流れ、指名をする流れを、ちょっと課長のほうから説明してください。

○副町長（禰 清次郎君）

お答えいたします。

指名までの流れでございますが、各事業課において、まず事業の執行伺を取ります。執行伺を取る前に、設計書を作成するわけですが、その後に執行伺、そして決裁後に、指名業者の推薦案というのを作成しまして、指名委員長である私のほうから、指名推薦委員会を開きます。そして、指名推薦業者が決定をします。その後に、指名推薦協議書の決裁と併せて、指名通知書の発送になるという手順でございます。

○10番（柏木 辰二議員）

指名委員会になっている各課の課長からは、推薦する指名業者が出すのか、建設課だったら建設課、農地整備課だったら農地整備課の課長だけが、その指名業者を推薦する業者を書くのか、その中身はどうか。

○副町長（禰 清次郎君）

それぞれ主管する事業課において、素案はつくります。

しかしながら、指名推薦委員会のほうで、最終的な指名業者の決定はするというものでございます。

○10番（柏木 辰二議員）

確認しますね。指名業者は各課が事業課を、工事建設する事業課設計書つくった事業課の課長が、その指名業者は出すと。案を出す。分かりました。

そして、各課は、建設工事を発注されている課の今の状況なんです、平成6年でいいんですが、まだほとんど発注されていると思うんですが、今どの状況にあるのか、発注状況。

今後また、どういったまだ、そういう各課において、発注する予定の工事があるのかお聞きします。

○建設課長（宮山 浩君）

建設課におきましては、令和5年度繰越事業、また6年度の当初予算で計上した事業を、今年で言いますと40件から50件ぐらいになるんですが、7割ほどは発注をいたしております。まだ大きい工事が、あと3割ほど発注を控えております。

○農地整備課長（柚木 洋佐君）

お答えします。

農地整備課は、かごしま未来事業というのがありまして、それが1件と、基盤整備で3件だったと思いますが、この件に関しましては、今設計中ということであります。

うちの補佐のほうで3件、基盤整備を担当していたので、設計をしている途中でこういった形になりましたので、今現在、止まっている状況であります。連合会等に相談しながら進めていきたいと思っております。まだ発注はしておりません。

○10番（柏木 辰二議員）

じゃあ、ほとんど建設課のほうへの質問になるかと思えます。

まず、指名をしました、指名業者が決定しました。通知をします。この入札の指名通知ですか、入札までに至るまでの。その指名通知で、ここは予定価格公表になっていると思うんですが、どういった状況でしょうか、予定価格の設定の仕方。

○建設課長（宮山 浩君）

予定価格につきましては、2千500万円の設計以下の工事を指名通知のほうには予定価格を記載します。それ以上は事後公表となっております。

○10番（柏木 辰二議員）

今、電子入札ですか、それとも手入札。

○建設課長（宮山 浩君）

建設課の建設分野、委託を除きました建設分野だけは、今年から電子入札を導入しております。全て建設課は。ほかの課は違います。

○10番（柏木 辰二議員）

じゃあ、2千500万という説明があったんですが、先ほど町長、法令・条例に基づいて適正に行われているという答弁でしたが、私ちょっとその条例、この入札に関する条例をいろいろ見てみたら、そうっていないんですよね。全ての工事が予定価格公表だというふうに条例ではあるんですけど、その辺との整合性はどうなっているのでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

すみません。その条文をちょっと私は見ていないんですが、県が5千万円以上が事後公表ということで、その半分で今、市町村のほう、大体それでやっているということで、私はすみません、認識しておりました。

○10番（柏木 辰二議員）

県がそうしていても、条例が改正されていないのに、それを今行われているのは、ちょっと私はおかしいと思うんですが、その辺の説明、副町長どうですか。

○副町長（袴 清次郎君）

今、建設課長から、県に準じて行っているという答弁でございました。

町においては条例に従ってするものでございますが、その条例等の改正等がなされていないということで、ちょっと確認をさせてください。

それと、先ほど指名のほうでありましたが、各事業課のほうで素案はつくりますが、入札参加者の指名基準に関する要綱というのがあります。それに基づいて、まずは毎年入札に参加する町内の建設業者は、建設課のほうで審査を受けるわけですが、それに基づいて、2年ごとの格付を行います。

現在、天城町においては、格付を基準に指名も行っておりますが、この要綱の中では、地域性であるとか、その事業所の経営状況、実績、これまでの実績であるとか施工体制、そういった総合的に判断しながら、指名推薦委員会の中では最終判断を行い、決定しているものでございます。

○10番（柏木 辰二議員）

今、私は予定価格の事前公表に関する実施要綱、ここを見て言っているんですが、ここには事前公表の対象は競争入札に付する全ての公共工事とすると、ただし書はあるんですが、こういうふうになっているんですよね。

県が5千万円以上であっても、それで条例を改正せずに、それが動いている、そういうふうに施工されているというのは、私はちょっと問題だと思います。それ、

ちょっと後で確認して、しっかりしてまた説明をしてください。

あと、次に今度、入札の落札率なんですが、落札率は例えば2千500万未満ですか、未満は事前公表ですよ。ということは、予定価格が公表になっているわけだから、皆さん通知を受けたときに工事価格は分かっています。それに多分内訳書みたいなのをつけて入札していると思うんですが。

じゃあ、建設課、農政まだ今から出てくるので、建設課に聞きます。

今まで発注した工事で2千500万未満の落札率と、2千500万以上の工事の落札率、そこをちょっとお聞きします。

○建設課長（宮山 浩君）

落札率については集計をしたことはございませんが、おおむね予定価格を公表している場合は、98%とかその辺になるかと思います。

また、予定価格を事後公表の分につきましても、それほど大差はない、98とか99とか、極端に低い場合もあります。90%、93%とか、そういうこともあるかと思いますが、通常は98%平均ぐらいかなと考えております。

○10番（柏木 辰二議員）

もともと予定価格公表は、それが行われたのは談合防止とか、官製談合だったり、そういったものを防ぐために、多分それがこういうのが予定価格公表になったと思うんですが、逆に予定価格が公表である2千500万未満は落札基準であるとしまして、近年、直近の建築だったり工事で、2千500万以上は事後公表ですから、金額分からないわけですね。それで99.9%、ほとんど99.9%ですね。

まず、その、どういうふうにして、何でそういうふうになっているのか、まずその見解。指名委員長である副町長まで、町長まで、その見解をちょっと。その状況の見解、どういうふうに捉えています。

○建設課長（宮山 浩君）

事後公表の場合も、設計書である程度の、世で言う単価は分かりますし、また設計書の中に見積りを取って単価を作成する場合は、今は見積りを徴収して幾らになりましたというのは、閲覧のときに公表するようになっておりますので、ほぼほぼ設計数量と金額、ある程度積算は業者のほうでできると思います。

それが非常に難しい場合は、閲覧期間中に工事内訳書というのを持ってきて、あまりにもかけ離れている場合は、そこで、ここまで設計額は上がるはずはないんだという指導はします。

今、事後公表の場合は、1回目の入札で予定価格に入らない場合は、2回目、3回目で下がってきます。ですので、ここ何年間かは、そういう2回目、3回目の入札があったことも確かにありますので、それで徐々に下がってくるということで、

99%とかということになることも大いにありますし、先ほど申したように、いきなり90%とか最低に近い金額で落札されるパターンもあるかと思えます。

○副町長（禰 清次郎君）

予定価格の事前公表については、先ほど柏木議員がお話ししたとおり、透明性や談合防止という観点からであると認識いたしております。

ご質問のように、事後公表での入札率の点でありましたが、やはり近年、各業者においても積算能力が向上しているかと考えております。

そういったところで、先ほど建設課長がお答えしましたが、積算にかなりの離れがある場合には、そういった内訳書等を提出しながら入札に臨むという形になっております。

○10番（柏木 辰二議員）

一つ一つ突き詰めていけば、多分答弁ができなくなると思えますけど、私の思いをちょっと伝えますね。

では、99.9、談合とまで言いませんが、皆さんおかしいと思っていると思うんですけど、言わないだけで。

じゃあ、指名業者、指名通知の業者の数、数は例えば直近で、闘牛、あまぎ体験、正式名称は何でしたっけ、難しいな。あまぎ自然と伝統文化体験館、後は闘牛場にしますけど、そこの直近の入札で99.9%があったんですが、このときの業者数、指名業者、業者数は何名ですか。

○建設課長（宮山 浩君）

直近と言いますと、今の2階と屋根ですか、は4業者ですね。

○10番（柏木 辰二議員）

入札、例えば電子入札だから、どういう形になったか分かりませんが、まず紙入札であれば、1工区を4業者の中から落札すれば、次、落札された業者は抜けるわけですね、次の工区で。そういったことが通例だったんですけども、その辺はどうなんですか。

○建設課長（宮山 浩君）

電子入札になりまして、今、その方法は取っておりません。

○副町長（禰 清次郎君）

お答えいたします。

ただいま柏木議員がご質問のあった同一工区の入札制限の件かと思えます。これを課すか課さないかは、発注者側の考えでございしますが、確かに入札会場で対面で行っていた際には、同じ工区、同一工区制限を設け、1工区を落札した業者は、そこから辞退、抜けて残りの業者で入札を行ってございました。

これは入札機会を均等にといいますか、多く与え、業者の育成も兼ねた観点から、同一工区の入札制限というのを設けております。

現在、電子入札制度を建設課の工事については取り入れておりますので、入札同一工区の入札制限は設けていないところでございます。

○10番（柏木 辰二議員）

先ほど積算の技術が進歩しているので、ほとんど工事価格が一緒になると、そういう話がありましたけども、それは別に置いて、じゃあ、99.9%の落札率だったら、4業者入札しているわけですけども、あとの3業者は99.9%上では多分予定価格の上をいっているわけだから、失格なんですか。

○建設課長（宮山 浩君）

事後公表の場合、予定価格をオーバーしても失格にはなりません。

○10番（柏木 辰二議員）

じゃあ、確認します。それ、県の工事も、もちろんそういうふうな形態で電子入札の場合はやっていますか。

○建設課長（宮山 浩君）

県に確認はしておりませんが、同じ方法でやっていると思います。

○10番（柏木 辰二議員）

一応そこ肝腎なところなので、また調べてくださいね。そこが間違っていると、ちょっとおかしいことになるんで。

私は素直に疑問に思うのは、99.9%の落札率であれば、もうけていなくても、多分予定価格オーバーしているわけですから、あとの3業者、ほとんど3業者、2者か分かりませんが、失格なんですね。失格で、予定価格オーバーで。

○建設課長（宮山 浩君）

事前公表の場合は、高く書きます、予定価格より上を書きますと、失格です。もちろん最低を割りますと、失格です。

事後公表の場合は、上を超える場合には、1回目、2回目、3回目にはいけますので、失格になることはありません。

○10番（柏木 辰二議員）

そういう説明で、また後で、私も確認をします。

次に、落札率はそういうことですね。契約なんですけど、これ変更契約、主に変更契約の件です。

例えば、これ話をこういうふうに上げている理由は、話を戻す形になるんですけど、闘牛場は4年度の予算で、最初の1億の工事は5千万。それは材料とかいろんなのが上がったために積算をし直したら、5千万高くなったと。約1億5千万とします

が、それで契約していますね。

4年度繰越しの事業で使った過疎債、過疎債で使うべきお金が繰り越して、5年のときに、またその予算は使った形になったと思うんですけども、それを置いて、結局、私が何がおかしいかというのは、例えば1億の仕事が1億5千万になった理由は、ただ単純に仕事の中身が5千万増えていけば、その1億の仕事分で100%にしましたという形が取れると思うんですけども、その工事全体のものが上がって1億5千万になったら、100%にならないわけですね。言っている意味、分かりますか。私は、皆さんおかしいですよ。それは、そういうふうにしましたね。

あくまでも減額、約5千万という金額は減額になったので、増額になれば、議員の皆さんもすごく注意していろいろ考えると思うんですけど、減額だとあんまり注意を払わないわけですよ。私もそれを認めて通りました。

その後、すぐ残りの5千万、また落札をしていますね。次年度にしていますね。

その金で、その業者さんは、そのことによって指名停止になっていますね、1ヶ月。これは役場の公式ページのホームページにもしっかり出ますから、みんな見れると思うんですけども。

これが5月1日から5月31日。5千万を減額したのと、約5千万の仕事は、工期はどの時点で終わったんでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えします。

5千万を減額して、4月の頭に予算を復活をして、また競争入札で5千万の工事を発注しております。指名停止期間は5月ですので、特段の問題はないかと考えますが。

○10番（柏木 辰二議員）

何を言わんかと、気づきますよね。結局、指名停止は、施工終わってから指名停止しているわけですね。これ簡単に言えば、できた話なんですよ。私はできた話だと思うんです。それが完全に悪いとは言いませんよ。

指名停止の在り方でも、ちょっと今から言いますが、指名停止の理由ですよ。理由は、どういった理由ですか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

指名停止も委員会を開いて、指名停止の理由、あるいは期間等を皆さんに差し示して協議をしたところです。

今回、理由としては、契約違反相当に当たる事例であるという理由を基に、指名

停止を今回行っております。

○10番（柏木 辰二議員）

指名停止ですね。私から見れば、指名停止の措置要領ですね。この別紙第1の3になっていますね。それが今、契約違反という項目になるんですけども、私から見れば、行政側、施工側が協議して、私たち説明を協議して、そういうふうに減額にしてやりましたという説明を受けました。

これが、その業者が契約違反で指名停止になる理由になるんですかね。私は指名停止にならないと思うんですけど、どうですか。指名委員長である副町長まで。

○副町長（袴 清次郎君）

契約違反みなし相当ということで、一月の指名停止を行っております。

この理由についても、この議場で建設課長から説明があったかと記憶しておりますが、発注者・受注者双方において、工期内完成について協議が行われたと認識しております。

しかしながら、突発的な、やはり職人の手配がなかなか整わなかったり、もろもろの準備ができずに、工期内完成ができなくなったというものでございました。

○10番（柏木 辰二議員）

今、副町長から答弁ありましたが、それを聞けば、なおさら指名停止に当たらないと思いますよ、私の感覚から言えば。

だから、そこは簡単に言えば、おかしなやり方があったというわけです。指名停止にはならないと私は思います。ここは強く言っておきます。

じゃあ、もう少しありますけど、どうします。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩します。午後1時より再開します。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

宮山建設課長より修正がありますので、答弁をお願いします。

○建設課長（宮山 浩君）

午前中の私の答弁に間違いがありましたので、修正をさせていただきたいと思っております。

当初、鹿児島県が5千万以上が事後公表でしたが、平成27年に5千万以上から2千500万以上へ変更して適用しているようでした。それに倣って町の

ほうも、その当時、これに倣って2千500万円以上ということで、町のほうも採用したと思いますが、その実施要綱については修正がなされていなかった点について、反省しているところでございます。

○10番（柏木 辰二議員）

厳密に言えば、条例を無視して今までやっていたということなので、すごい問題だと思うんですけども。

じゃあ、今、課長からありましたけども、例えば町のほうは、天城町の条例が、もちろん私は天城町の条例を重視すると思いますし、県に準ずるかもしれませんが、あくまでも天城町の条例が基ですよ、確認。

○建設課長（宮山 浩君）

条例・要綱が町のもので採用されることになります。

○10番（柏木 辰二議員）

指名業者の数なんですけども、これはどういうふうに条例でなっているかという、ちょっと調べましたら、指名競争入札参加者の指名基準に関する要綱の中で、第3条に指名する建設業者数というのがありまして、それはうたっているにもかかわらず、天城町の条例には、指名業者数がうたっていないんですね。

鹿児島県の工事指名競争入札の指名基準の要綱を見れば、しっかりと金額設定をされていて、あるんですけど、これはどうしてでしょうか、その理由を聞きたいです。

○副町長（袴 清次郎君）

お答えいたします。

ただいま柏木議員からありました入札参加者等の指名基準等に関する要綱、ここに指名基準第3条、そして3のウ、指名する建設業者数というのがうたわれております。

しかしながら、具体的に指名業者数が記載されていないということでした。

これについて、天城町の指名推薦書のほうの、指名推薦書が様式があるんですが、その注意事項別記のほうに、3業者以上というのが明記されております。

○10番（柏木 辰二議員）

じゃあ、すみません、この条例にはないということですか。要綱にはないわけ。

○副町長（袴 清次郎君）

この「別表のとおりとする」というところで、指名推薦書というのがございます。

指名推薦書は、お手元にはないでしょうか。また後ほどお手元に。

○10番（柏木 辰二議員）

3者としまししょうね。先ほどの工事案件は4者でしたね。

私、単純に考えて、指名競争入札が、たった4者で指名競争入札と言えるのかという疑問なんです。

県のほうは、5千万未満が原則として10人、10人以上、5千万以上1億円未満が15人以上、1億円以上の工事は原則として18人以上、そういうふうに規定されています。

ここ、私は答弁予想しているんですよ。こういったことに対して4者の指名されて、3名以上となっても4者、どうしてこんなに少ないんでしょうか。

○副町長（袴 清次郎君）

ただいまご質問の件については、建築工事についてだと思います。

天城町の格付についてでございますが、令和6年度、7年度の2ヶ年の格付を今採用しておりますが、4年度、5年度までは建築工事の営業者3者でございました。6年度、7年度については、1者増えて4者ということになっております。

この指名につきましては、午前中の中でもお答えしましたが、現在、格付を基準として指名を行っております。これにつきましても、格付、今議員のご質問がありましたが、格付によって直近Aの工事であればBの上位、そういったことも含めながら、先ほどの地域性、経営状況、過去の実績、施工体制、そういったものを総合的に勘案して指名するのは可能でございます。

○10番（柏木 辰二議員）

じゃあ、可能であれば、なぜそれをしなかったんでしょうか。

○副町長（袴 清次郎君）

先ほどの繰り返しになりますが、現在、天城町においては格付審査を行い、格付で発注・指名をしておりますので、それに基づいて指名をしたということでございます。

○10番（柏木 辰二議員）

条例にもあるように、直近上位とかそういう規定もありますので、本来なら4者じゃなくて、もっともっと数を増やすような努力。そして、なぜこういうことを言うかと言いますと、町工事は県工事にランクにつながる、点数を受注高とか資格審査に反映できる、町工事はそこの最もチャンスなんです。

そこを地元業者育成とか、そういうふうに考えるのであれば、そこはもうちょっとランク制も少し見直して、前もって工事は分かっているわけですから、大体どれぐらいの工事が出るというのが分かるわけですから、そこはやはりランク制も見直して、直近上位利用しながら、せめて4者じゃなくて8者ぐらい持っていくぐらいの、そういった工事は、私は平等な公平な入札になると思うんですけど、どうでし

ようか。

○副町長（袴 清次郎君）

指名推薦基準に基づいて指名しているわけでありますが、確かに指名推薦業者数が少ない場合、そのようなことも考えなければならないかと考えておりますが、先ほどの基準の中には、手持ち工事また特殊な工事、大規模な工事になりますと、いろいろとそういったことも今後検討していかなければならないかと考えております。

それと、先ほどの指名推薦業者3者以上というのは、指名業者推薦委員会設置規定のほうに様式がございますので、その別規の中に、業者の選定は1工事につき最小限3業者を選ぶことと記載されております。

○10番（柏木 辰二議員）

私に言わせれば、そういうところだけ条例にしっかり従って、先ほどの予定公表のやつもしっかり改正もしていないし、そういった矛盾を感じます。

ですから、もう少し今後は、そのつもりでぜひ動いてほしいなと思います。

もう一点、施工管理についてなんです、施工管理は業者側の施工管理ではなくて、今回聞くのは行政側ですね。行政側の施工管理なんです、今、空港バイパス線の工事が行われていますが、業者名はいいです、2工区に分かれているような気がしますね、看板見れば。

その1工区、2工区の受注額と、今後これで終わりなのか、空港バイパス線の工事が。そこをお願いします。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

空港バイパス線1工区が、契約額2千640万円です。2工区が2千200万円。これ両方、契約額、税込み契約額になります。合わせて4千840万円が、今の1工区、2工区、空港岡前線からロータリーの突き当たりまでの工事費で、今このようになっておまして、今後、突き当たりの周辺の側溝の入替え、埋立てと、あとその周回道、ループ上の右側に歩道とガードレールを造ります。

さらに、駐車場の出入口、出口、入り口の場所の変更等々、県と協議していろいろ変わったことがありましたので、その辺を今後発注をかけていきたいと考えております。

○10番（柏木 辰二議員）

この質問は、町民からいろいろと話がありまして、実際に施工しているのは落札されている業者ではないんじゃないかという話がありまして、私も何回か鹿児島から帰ったり、到着口から出たら見えますので、そのとき見ても、機械は全部、徳之島町の業者の機械が動いていまして、実際に落札された業者の方というか、機械と

かその辺が見れていないんですけども、実際のところはどうなんでしょうかね。

○建設課長（宮山 浩君）

元請業者が天城町の業者であります。また、下請を契約して出しているようでありまして、またその下請業者の方の人夫貸し、機械貸し等も行っているようでございます。

現場のほうの管理は、元請のほうにしっかりとするように話しているところでございます。

○10番（柏木 辰二議員）

今ちょっと手元に資料がないんですが、下請をできる会社というのは、特定建設業者じゃなければできないという、私はそういうふうに認識しているんですけども、実際どうなんでしょうか、その辺との関わりは。

○建設課長（宮山 浩君）

下請工事を契約できるのは、特定の資格を持った建設業者ですが、金額に定めがありまして、4千500万以上の下請契約をする場合に、特定の資格が必要です。

今回の場合は、一般の建設業の資格で十分な下請、もともと契約額が2千600万と2千200万ですので、下請契約はさらに少なくなりますので、特定がなくても可能であります。

○10番（柏木 辰二議員）

課長のほうが、そういうふうに指導しているとかいう話がありましたけども、見るからに誰が見ても、町民からはそういう声が聞こえています。

これ、今は繁忙期でもないし、この時期にそういう下請するような状況にはないと思うんですね。この辺のことも疑問に思いますし、またある意味、例えば下請するのであれば、天城町にはそれを下請できるような会社がないんでしょうかね。その辺はどういうふうに課のほうとして考えているのか。副町長、町長、どういうふうに考えますか、そこ。

○建設課長（宮山 浩君）

昨日、松山議員のほうもそのような趣旨の、天城町の役場が発注した工事は、なるべく天城町の業者で下請・孫請等を出していただければ、建設課としてもありがたいと思います。

建設課としては、今、各業者の手持ち工事の一覧表を作成しておりますが、全ての会社が確かに、今、役場の仕事を受注しておらず、まだ余裕のある業者もいるかとは思いますが、今回は機械を持っている下請の会社に発注をして、工事を早く完成する目的で、今の元請の方は、現在の下請の方と契約をしているのではないかと考えます。

よく建設工事などでは、今のところほぼほぼ下請でいろんな業種に出すわけですが、それも天城町内で回ってないところも、ちょっと建設課としては少し寂しい気はするんですが、また町内の建設業者には、人材の確保やそういう技術者、手に職のある方の確保等を頑張っていたきたいなというのは、建設課の願いでございます。

○10番（柏木 辰二議員）

天城町の業者にぜひともしてもらいたいとか、そういう意味じゃなくて、あの工事であれば、アスファルトはしょうがないですよ、プラント持っていないですから。土坑とかそういう普通の、そこまで造る工事に関しては自社でできるからこそ指名して、先ほどもその基準がありましたね。手持ち工事とかいろいろ能力とか、それに値するから指名をして、その業者さんが落札しました。

それで、何か都合によりできなかつた場合、下請もいいでしょう。それは、できたら天城町の業者ですよ。

もっと言えば、どうせそういう施工になるのであれば、堂々と徳之島町の業者さんに落札させたほうが、私はその業者も助かると思いますよ。結局下請になると、その他経費も引かれますし、元請じゃないわけ、下請ですから、あくまでも。

そういった観点からも、そのまま今、下請されている会社がやればいいだけの話だと私は個人的に思いますけども、指名委員長の袴さん、どう思います。課長、町長。

○副町長（袴 清次郎君）

下請契約については、先ほど建設課長がご説明いたしました、建設業法において建築工事業は7千万円、その他土木工事業を含むものは4千500万円ということで、それを超えるものについては特定建設業の資格が必要でございます。

今ご質問の工事の現場であります、2工区が受注し、町外の業者が下請に入っているということでした。

建設課長のほうでしっかりと現場を把握し、指導していると認識しておりますが、下請契約、そしてそれに伴った施工体制台帳、施工体系図等、必要書類のほうも先日確認をさせていただきました。

そして、建設課長がお答えしたように、元請がしっかりと現場管理をしなければならぬと感じておりますので、必要に応じて適宜、建設課長のほうで現場の指揮を執ってもらうようにお話をしたところで、指示をしたところでございます。

○10番（柏木 辰二議員）

下請をさせる、させないの議論じゃないんですね。

先ほど言いましたけども、県の資格審査には工事受注高、これ上として見ます、

点数には。その観点からも、地元業者が落札したほうが良いと思います。

なおかつ施工するには、元請がやるべきことで下請やるのであれば地元業者、こういう形になるのであれば、1本にしてでも、よその業者の方に落札してもらったほうが、逆にその業者も助かる、私はそういうふうに思います。

だから、この話はここでまとめますけども、結局、落札率の問題、指名の問題、そして変更契約の問題、今回の施工管理の問題、私はもう少し、うまくという言い方は悪いんですけども、いろんな工夫をすれば指名業者も増やせて、特定建設業だったりそういった組み方、枠組みで仕事も発注できるわけですから、地元業者育成になるし、そしてまたいろんな意味で、地元業者が県の資格受注高伸ばすことによって、県の資格審査にも影響があるわけですから、そこにもプラスになると。

そういった観点から、要するに、あまりにも出来上がったような話で、ストーリーが決まっているような流れで、私は進めている思いでならないので、もう少し下の業者の育成のためにももっともっと、公平には言いませんが、考えてほしいと。そういうふうに思います。

最後に町長、この件に対して答弁だけもらって終わります。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

今、柏木議員のご指摘の件、特に地元業者の育成という観点で、今、非常に危惧をしているところがあります。いろんな人材不足とかそういった観点の中で、工期が遅れるという傾向が、ややもすると出てきているかなという思いで心配をしているところであります。

また、私としては契約担当者ということで、発注する責任者でもございますので、いろんな個々の工事について、またそれぞれ発注する主管課長を中心として、しっかりとした対応をしていただきたいということ。

あと、やっぱり地元の業者をどうやって育成していくかということについては、またこれからの課題かというふうな認識をしております。

○10番（柏木 辰二議員）

そのようにぜひ進めてください。

じゃ、2項目の施政方針についてお聞きします。

1回目の質問で、施政方針と一般会計の予算書、これを準備してくださいと。ほとんど農政課のほうに質問がいくかと思いますが、私は最初に言ったのは、皆さん、よそごとではなくて、施政方針は皆さんでつくられたわけですから、これを見ながら、これと予算書を比較しながら質問していきますので、ぜひ見てほしいと思います。

まず、さとうきび、さとうきびの件からいきます。

さとうきび、春植え、今期は施政方針にも書いてあるとおおり、機械の機器の故障によって製糖期間が延びて、管理作業の遅れも危惧されると、そういうふうには施政方針に書いています。

それにもかかわらず、私が聞いた話によると、例えば春植えですか、管理作業が遅れたために、春植えの機械だったり、春植えの助成、植付けに対する、ここが支払われない人たちがいたと、そういうふうには聞いているんですけども、その事実はあるんでしょうか。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

春植えが、6年ですよ、71件の申込みがあったところです。

ご質問のようなのは、申し訳ありません、ちょっと私のほうでは把握していないところです。

○10番（柏木 辰二議員）

いや、実際にいたらしくて、これが農政課のほうで、どれぐらいの人数で、どれぐらいの実際見ていた補助ができなかったというのを聞いたかったんですけども、その資料はないわけですか。

○農政課長（碓本 順一君）

受託した側ということですね。すみません、後ほどお届けします。

○10番（柏木 辰二議員）

さとうきび、予算書で当初予算のその中で、早期植付け助成事業補助として350万、さとうきび手植え奨励補助として195万、その下にスクープ補助として50万、約500万近く、500万ぐらいの予算が組まれているわけですね。

例えば、春植えに補助がもらえなかったとしたら、この予算はどっかまだ、予定していた予算はまだ余っているんじゃないですか。

○農政課長（碓本 順一君）

ご指摘のとおり、早期植付け助成事業補助で、今、支出済みが34万7千円余りです。予算残としては、315万2千円残っている状況であります。

○10番（柏木 辰二議員）

ですから、この350万は、まず積算する、算定するときに、大体その数字があって金額が出ていますよね。350万の根拠はあるわけですよ、もともと。

そして、今使ったのが50万弱ぐらいですね。残りが今300万ぐらいあると。その300万、予定した、300万全部じゃないんですけど、どの方々がそれがもらえなかったというのが大体分かるんじゃないですか。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

予算編成のときに、昨年度の実績を基に組み立てていきますので、個人名で積算というところではないところなので、ちょっと名簿云々のところは、なかなかお答えしづらいところです。

○10番（柏木 辰二議員）

課長、ちょっと聞こえます。声がかががらしているんで、聞こえます。言っている意味が違いますよ。

結局、毎年実績を基に算定していますよね、金額。そうしたときに、施政方針に、今期は製糖工場の機器故障で管理作業が遅れると。ということは、植付けも遅れるわけですよ。それも想定しているわけですよ、施政方針のときで。

そうすれば、この質問何でかと言うと、期限が春植えの期限は4月いっぱいになっているから、それ以降、植え付けた人は払えなかったということ、事例があるということですよ。そういうことですよ。だから、おかしいんじゃないのというような話です。

○農政課長（碓本 順一君）

すみません、質問を取り違えておりました。

確かに施政方針の中では、管理作業の遅れを懸念しておりました。

ただ、当初想定したよりは、はるかに作業が進んでいる部分がございます。直接確認したわけではないんですが、搬入がちょっと延びた関係で、作業しない方々がいるわけですね。ハーベスター、収穫の。

その方々が、出荷ちょっと待ってね、ハーベスター動かすの、ちょっと待ってねと言ったときに、早めに植付けができたという事例も、少しですが聞いているところです。

その中で、大量に期限過ぎてというところはないと認識しておりますし、ぴたっぴと切っているわけではありませんので、申込み受け付けました、作業が遅れましたというときには、当然、申込みさえしておいていただければ、その部分については、しっかりと応援させていただいているところです。

○10番（柏木 辰二議員）

それは期限を区切ったの話ですか。それとも、期限より後でもOKと出しているということですか。どちらですか。

○農政課長（碓本 順一君）

原則といたしましては、申込みは期限内にしてくださいねというふうにお願いしているところです。

○10番（柏木 辰二議員）

私が言いたいのは、結局、管理作業も遅れる、管理作業とは別、植付けも遅れます、それ事前に予測していたわけですよね。

そうすれば、期限云々は、これ町の単独事業じゃないですか、予算は。どうして農家に、ずれて期限を切ってやる必要があるんですかということです。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

そこに関しましては、少し配慮が足りなかったかもしれませんが、先ほど申し上げましたとおり、原則としてはというところもありますので、例年と違って1ヶ月延ばすというところまで、ちょっとすみません、配慮が足りなかったのは今後の反省にしたいと思います。

○10番（柏木 辰二議員）

結局これは、いろんな課の課長が昨日も言っていましたが、報連相とか言っていましたね。それは課長で止まっている話なんですか。それとも、副町長までいっていますか、町長までいっていますか、総務課長までいっていますかということです。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

その部分につきましては、農政課長のほうで現場と話しして進めているところです。

○10番（柏木 辰二議員）

それでは、私はいけないと思いますね。やはり農家あつての天城町ですよね、農政課ですよね。農政課で止める問題ではないと思います。

できたにしても、逆にそういった融通、配慮できるところをやるのが課長であつて、そこで規定どおり、そういうとこだけ規定どおりやる必要は、私はないと思うんですけど、町長どうなんですか、これ聞いて。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

私たちの基本は、天城町のさとうきびの生産量をどうやって回復していくかということが一番の目的です。そのために反収を上げていくためには、早期植付けをしましょう、早期植付けをした方には、これだけのプレミアムをつけますということが、もともと今の事業の趣旨だったとっております。

その期限が、例えば3月31日までだったけど、4月1日、4月2日、3日まで遅れたけど、あなたは、1日、2日、3日植えた人は、この補助対象ではないですよということで切った方がいるんじゃないかというのが、今、議員の質問の内容か

など思っております。

これについて、私の感覚でいけば、そうやってできるだけ早期植付けをすることによって反収が上がるんですよということを、やっぱり農家の方々にしっかりと意識として、また行動として植え付けていくのが、私たちの役目であります。

どっかで1ヶ月も延びたのを、これを早期植付けとして認めるかどうかということについて、また議論があるわけですが、感覚として1週間内外ぐらいの中は、しっかりと確認して植え付けられていたら、僕からそんなこと言うと、またまずいのかも分かりませんが、主管課の中でしっかりと拾い上げてもらって、来期、次の時期からはしっかりと植付けをしてくださいね、一応決まりがありますからねということは、お伝えしておくことが大事ななというふうに思って、もうちょっと枠を緩めてもいいんじゃないかというのは、これ僕のコツというか、あります。

それを町長がそう言ったから、じゃあ、みんな緩くやるんだってなると、またいろんなところで綻びが出てくるかも知れません。

ただ、やっぱりきびをどうやって増やすかというところの中で、今、町の単独事業としてやっていることですから、これについては主管課の中で臨機応変というか、柔軟な対応というのは必要ではないかと思っております。

○10番（柏木 辰二議員）

町長の言葉を返すようですが、誰もそういうとこに緩いとか、そういうふうに思う人もいないと思いますし、農家は今、一生懸命頑張っていますよ。頑張っていて、結局この原因は、刈取りが遅かったから、こうなったわけですね。原因はそこです。

それを、前もってそういう予測もついていたわけですから、事前に話をして、これぐらいの1ヶ月の猶予を見るとか、それは当然、町として私はやるべきだと思います。こういう質問です。

逆に、どんだけのそれに、そこから外れた農家があるのか、またそこは調べてほしいと思います。調べることは可能だと思うんですけど、調べてください。

次、畜産ですね。

畜産の件は、飼料価格だったり、国の飼料価格の補助は、昨年度で切れています。切れていますよね。それで、今、競り価格も落ちています。それによって、牛をやめる、畜産を廃業する人も、今後、話も聞いています。

この状況の中で、私は全て天城町は、徳之島町、伊仙町に比べて手厚い補助はあると思っていますが、お金をくださいとか言うつもりはありません。

ですけども、何かしらの町として、これに対する対策は考えているのか聞きたいです。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

先ほど町長の答弁もありましたけど、前回比マイナスというところは、現実的に言えば右肩下がりが続いている状況だと思います。

昨年、競り牛1頭当たりの1万というのも、実施はしたところです。従来の自家保留であったりというところも続けてはいるんですけども、今、畜産農家さんは、そこじゃなくて、回転、日々の経営、そのところで行き詰まっているのが現状だと考えているところです。

そこについては、具体的には、例えばJAさんと何ができるのかというところを、今協議進めているところでもあります。

その中で、より農家さんが少しでも経営の圧迫感を減るようなところを実現できればなというふうを考えているところです。

○10番（柏木 辰二議員）

例えば。

○農政課長（碓本 順一君）

ちょっとまだ詳細まで固まっていないので、数字的には申し上げにくいところなんですけど、回転資金の商品を準備できているようです。

ただ、要綱のところを、ちょっと幅を広げたいというところで、今JAさんと、うちの担当のほうと協議を進めている段階です。

○10番（柏木 辰二議員）

そこも頑張っていたきたいです。

私が思うには、役場、町としてできるところは、1つあるんじゃないかと思うんですね、1つできること。町有牛の貸付けですね。

今、7年でしたっけ、6年でしたっけ。6年。その6年を、申請がある方、そういう延ばしてほしいとか、猶予ですね。それを申請があれば、10年ぐらい延ばしてあげるとか、それぐらいは役場できるんじゃないですか。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

ご提言ありがとうございます。その部分につきましても、しっかりと農政課内でもんだ中で、本当に農家さんに必要なところの一つとして、今は考えているところです。

○10番（柏木 辰二議員）

それから、もう一つ、課長ご存じだと思いますけども、都城市の今度の飼料高騰対策として記事があったんですけども、ご存じですか。

○農政課長（碓本 順一君）

宮崎ですね。宮崎県がかなり先進的な取り組みを進めているのは聞いております。ただ、具体的な数字的なところは、すみません、把握していないところです。

○10番（柏木 辰二議員）

都城市、ここはふるさと納税の全国1位、2位を争う、まだ1位だと思うんですけども、そういった市です。

財源が豊かにあるからかもしれませんが、この9月2日から始まる都城市の議会、そこで飼料価格高騰に対する、市としてできる対策助成として、ふるさと納税の財源から1t当たり、飼料1t当たり3千600円。そして、1農家の300万まで上限にして、そういった補助金を出すように、今度議会に上がって、これ多分通ると言われています。そういうことも行われています。

天城町としても、その辺も少しは可能性あるんじゃないかと思うんですけども、どうですか、財源を預かる総務課長。

○総務課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃる宮崎都城市、本当に日本一のふるさと納税の収納があるというところでございます。

本町におきましても、町単独で何かできないかということのご質問でございますが、これについては、また農政課とも協議しながら、町単独でできるようなことを、ちょっと1つ、2つぐらいはメニュー化した上で、総額は幾らになるかという、またその財源については、また企画財政課とも一緒になって考えてみたいと思います。

○10番（柏木 辰二議員）

財源ばかり言うと、手遅れになりますよ。若者が、若い世代の方が畜産をやめて島を出ていったら、この天城町なくなりますからね。素早い対応を私はお願いしたいと思います。

○町長（森田 弘光君）

お答えします、と言いますか、先ほどの町有牛の貸付けについては、今検討しますということ、当然前向きな検討していただきたいと思います。

ただ、原資は、あれ全て100%鹿児島県のお金を私たち使っていますから、それが、さっき都合のいいときばかり、条例・規約を無視してどうのこうのと言われて、申し訳ないと思っていますけど、これ原資が鹿児島県のお金なものですから、それについて期限を延ばすかということについては、また鹿児島県とも協議をしてから対応しないといけないのかなと思っています。

また、昨年、私たち競りに、非常に子牛の価格低迷、そして飼料価格の高騰ということで、手助けになるというか、競りに出した牛1頭当たり1万円の支給をして、

3千300万近いお金を投入したわけであります。

そのような形もありますので、先ほどは農協さんから回転資金で、利息を町と農協で賄う、そして無利子でお金を貸すとかという、何か話合いもなされていると聞いていますけど、まだ私のところには、その話は上がってきておりません。そういったことを含めて、しっかりと対応していきたい。

また、去年のような形で、競りに出した牛1頭当たり1万円とか、何がしか支援をしたい、するということになれば、また臨時議会なりを招集お願いして、また議会の同意を得て畜産の支援をしていきたいということを考えております。

農政課の担当の方にちょっと調べてほしいということで、畜産で令和5年度中、畜産から離脱した方が21件、21戸、21名というんですかね。高齢化による理由で10名の方。それから経営不振という、非常に価格が低迷して経営が悪化したということで、7件の方がやめられたということ。

もう一つは、農業している方が亡くなったということで、3件の方がということです。もう一件は、家畜が病気になってやめたということです。これはまさしく小頭飼いの方なんだろうなと思っておりますけど。

このような形で、令和3年度が11件、令和4年度が16件、令和5年度が21件の方が畜産から離脱しています。

当然この裏には、入ってきた方もいらっしゃるかと思っておりますけど、入ってきた方がどのぐらいかというところは、まだ私聞いていないんですけど、そのような形で離脱する方々も増えてきておりますので、何とか天城町で一番の、今、言わば生産額の上がっている畜産ですので、できるだけことはやっていければと思っております。

○10番（柏木 辰二議員）

町有牛の貸付けの件ですけども、国からの貸付けを受けている方が申請をして延ばしてもらっています、実際。ですから、県のほうも大丈夫だと私は思います。ここはぜひ頑張ってもらいたいなと思います。

次、さつまいもなんですけども、昨日もこの件ありましたが、試験栽培ですか、委託して、これが予算的に土地借り上げが3万7千円、土地の借り上げが3万7千円ですかね。あまり分かりませんよ、見てくださいよ。

出荷資材補助とか、いろいろありますね。栽培品目栽培補助59万、恐らく60万のお金がここに使われていると思うんですけども、栽培補助、苗代か分かりませんが。この流れ、どういったお金が流れになったのか、実際どうなのか、再度ちょっとお聞きします。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

さつまいも栽培に関してということでしょうか。昨日、奥議員からもご指摘いただいたんですけども、さつまいも栽培に関しましては、今のところ町の予算を動かしてなかったところです。

資材、主に苗代になるんですけども、ここについては、これからしっかりまた農家さん、せっかく植えて試験していただいたところですので、これから対応させていただく準備を進めるというところです。申し訳ありません。

○10番（柏木 辰二議員）

補助できなかった部分を、しっかりまた予算をつくって見てあげるということで、いいですか。理解はいいですか。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

その方向で進めていく所存です。

○10番（柏木 辰二議員）

さつまいもに関しては、有機とかいろいろ話もありましたし、すごいこれから期待の持てる作物だという話も、町長のほうからも昨日ありましたけども、実際さつまいもは、いいと思います。

しかし、しかしという言い方は悪いんですけども、既に民間の方で大々的にやっている方もいらっしゃるし、それ今度、多分課長ももちろん情報は知っていますし、皆さん知っていると思うんですけども、そういった大きな加工場だったり、それが今度できる予定がありますね。

これから先、私の聞いている中では、またさつまいもの部門に入ってくる業者というか、会社がまだあります。

そういったことで、私は試験栽培はもちろん、これよしとして、それがそこにつながっていく、そこの民間でやられる方に、これにつながっていく。役場で造るわけいけないわけですから、加工場とか。

そうじゃなくて、そこに民間の力を利用して、そこに持っていけるような、そういうシステムというか、道も役場のほうで動いてもらいたいですね。どうですか。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

さつまいも、当初、新規品目として上がってきた一番大きな理由は、夏場の作物で、ほかと競合しない。新たな所得を生みますよねという、夏場の新たな所得というのが一番ベースの目標となっております。

その中で、農家さんの所得が新たな品目で増えるようであれば、これは園芸の新

規品目の中で、いろんな応援はしていくべきだと考えております。

出口につきましては、当然民間の方が頑張っていらっしゃって、そこに天城町の農家さんが乗かって所得向上につながるようであれば、それは全然問題のない話だと考えております。

昨日申し上げた試験栽培というところは、もうちょっと、例えば植付け時期であるとか、掘り取り時期であるとか、慣行農業でいく場合は防除体系。

今一番工夫しなきゃいかんというのが作付、作型ですね。苗の差し方と畝の高さ、これもちょっと工夫が必要だったねという反省点等がございますので、そこはそれでしっかりとまた検証を続けていきたいと考えているところです。

○10番（柏木 辰二議員）

逆に言えば、民間でさつまいもをいろいろやっている方のほうに、逆に農家さんを紹介したりして、そういう技術も覚えてもらうような形が手っ取り早いんじゃないかと私は思います。これはこれでいいんですけども。

そして、さつまいもだったり、そこから今度は食育・地産地消にいきますけども、ここにつながっていくわけですが、施政方針の中にも、給食センターもずっとありました、給食センターにも連携つくってできる仕組みづくりをつくりたいと。

私が質問で聞いているのは、取り組み状況は「取り組んでいます」でいいんですけども、じゃあ、その実績はどうなっているんだということなんですね。会だけつくりました。後はどうなる、どういうふうにしていく、なっていくとか、その辺の見込みというか、そこをお願いします。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

先ほど来出ています、うおっちょでの無人販売をきっかけにして広げていくつもりで、今年度より取りかかっているところです。それなりの農家さんの協力は得られる感触は得ているところです。

もう一個は給食提供ですので、まず給食センターから、今、去年の仕入れ、野菜等の仕入れのデータを頂いて、そこの積み上げを今やっているというところと、今集まった農家さんと、また教育委員会のほうと近々協議体をつくって、どういった方向でいきたいと思います。

こちらからもまた、これできるかどうか定かではないんですが、例えば地域づくり協議会側で、農産物の一次加工したものを冷凍してストックして、それを給食で使うことが可能なかどうか。使うためにはどういった手続が必要なのかとか、そういうところをしっかりとまた検証して、直売所がなるべくたくさん集めて、それがしっかりと販売につながるようなところをもんでいきたいというふうに考えてい

るところです。

○10番（柏木 辰二議員）

実績は実際どうなっているんですか、今のところ。給食センターに持ち込んでい
る野菜は、そういったものなのか、地産地消なものがどれぐらいあるのか。

○教委総務課長（和田 智磯君）

お答えいたします。

ちょっとこういったものの量というのは分からないんですけども、令和5年度に
給食センターに入った食材にかかった予算ですけれども、全部で3千549万6千
690円ありまして、その中の地場産品は276万3千4円を地場産で使っており
ます。

今こういったものがどれだけ取られているのか、先ほど碓本課長からもありまし
たけれども、今給食センターのほうでそれを持っていると思いますので、そういっ
たものを基にしながら、話し合いを進めていきたいと思っております。

○10番（柏木 辰二議員）

実際これ真剣にやろうと思えば、もっと先があるわけですね。そういった地産地
消のものを作る、有機のものを作る。そうになると、施政方針にもあるように、堆肥
センターの件が書かれていますよね、堆肥センター。聞こえます。堆肥センターの
こと書いていますよね。この取り組みどうなっているんですか、今。

これずっと施政方針に書かれているんですけど、実際どういった取り組み、どう
いった今の状況なっています。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

今、堆肥センター、老朽化の関係で、なかなか高品質のいいものが安定してつく
れていないという状況がございます。天城事業本部のほうからも相談等がございま
した。

その中で、今、農政課としては、新しい堆肥センターのコンセプトというかな、
をまとめているところです。

その中で、今当然、牛ふんが処理できること。ハカマもちちゃんと処理できること
は当然なんですけども、農政課といたしましては、生ごみの処理も機能として持た
せたいという思いがございます。

あともう一点が、これまで利用していなかった作物残渣ですね。具体的にはばれ
いしょの選果場で不用品となって、今廃棄されているばれいしょ等、そういったも
のをしっかりと処理して、畑に還元できる堆肥センターを組み立てたいと思ってお
ります。

いろいろな情報収集進めながら、今現存の堆肥センターの運営状況、そこについても今農協さんには資料として出していただいて、それを基にもうちょっと具体的なものを組み立てて、農協さん含め、また関係部署と協議を進めていく準備を今しているところです。

○10番（柏木 辰二議員）

まず、そこなんですね。課長、残渣とか植物とかそういうのは、ちょっと考え、外してくださいね。とにかく今の牛ふん、今ここにある牛ふんをどうやって利用して、ちゃんとした堆肥をつくるか。

徳之島町の堆肥センターの堆肥は、有機JASがもらえる堆肥だそうです。

私、天城町の農協が悪いとは言いませんが、そこはやっぱり連携を取って、町も第三セクターぐらいつくることを目標に話を持って行って、そういう事業を持ってきて、ちゃんとした堆肥センターを造る。ここ、まずやらなきゃいけないと思います。

そうすることによって、有機のものができる、天城町としてちゃんとできる、それが学校給食に提供できる、そういった、それこそ循環型になるじゃないですか。そこをまずやるべきだと思うんですね。

そこを本当にやる気があるのか、ないのか。そこをちょっと町長お聞きします。

○町長（森田 弘光君）

堆肥センターの前に、いわゆる地産地消の話なんですけど、私、今度今、新しい給食センターを造ろうとしております。

そこで、私たちの子供たち、小中学生が給食を食べるわけなんですけども、その中で、鹿児島から来た食材もいいんですけど、自分たちのお父さん、お母さんたちが作った作物を食べるということについて、そこには食育、それからまた、自分たちのお父さん、お母さんたちがすばらしい仕事をしているんだという、そういった教育にも僕はなると思っております。

また、ある雑誌、書物というか、では、給食センターで地場産品を使っている、利用度が高い町というか地域ほど、文化度が高いというデータも出ているようです。何が文化度かという、またちょっと難しいところもあるんですけど、そういったことで、これから新しい給食センターの中では、そういったことをコンセプトにして、私は造っていただきたいということを、教育委員会には強く強くお話をしております。

そのために、新しい給食センターができてから、さあどうしましょうじゃなくて、今ある給食センターで、言わば、何というんですか、トレーニングといいますか、ウォーミングアップというか、そういったことをしましょうということで、今、農

政課と教育委員会にはお願いをしております。

やはりそういった地産地消、そして子供たちを育てていきたいというのが願いです。後は、作物を農業していく中には土が必要ですが、そこは土づくりが僕は第一だというふうに思っております。いろんな化学肥料とかそういったものが多く使われることによって、土の物理性というか、土が疲れたりしているのではないかと。

そういったことがありますので、堆肥センターというものは、しっかりとしたもの、しっかりと必要なだけ土に還元していく、供給、投入するんだということが、天城町のこれからの農業の在り方だと私は考えております。

そのためには、今ある堆肥センターを更新していくのか、また新しく造るのかということについては、今、農政課のほうで鋭意、また農協さんとも協議を進めているようですので、できるだけ早くその形が現れてほしいというふうに私が願っております。

また、一日も早く、そのような天城町の農業が展開できればと思っております。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩します。2時15分より再開します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

柏木議員。

○10番（柏木 辰二議員）

先ほどの町長の答弁、私も全く同感です。私の言わんとすることを全て言ってもらったような気がします。

そして、1つ忘れた畜産の件なんです、1つ忘れてあります。これから先の対策として、堆肥センターを含む、あと、徳之島町がふるさと納税で既にやっている肥育ですね、肥育牛。その天城町は、雌牛に特定して、そういった畜産、肥育、そういうのもやってもいいのかなと思ったりします。そこもちょっと考えてくださいね。

町長、考えてください、肥育。徳之島町も既にやっています。そこを、天城町はそれに対抗して、雌牛に特化するとか、そういったことも私はいい考えだと思っておりますので、そこも参考にしてください。

そして次に、3項目の防災についていきます。

6月15日の大雨で、瀬滝集落から防災センターへ避難された方がいますが、こ

の14日、15日、その中の時間雨量を、これ分かれば教えてください。

○総務課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

6月の15日です。土曜日でしたが、7時57分に大雨土砂災害警報が、Jアラートが発表されました。特に、16日が大雨が降ったところがございます。その15日、6月15日、24時間雨量が206mm。うち午後1時、13時から14時までの時間雨量が39mmということでございました。

○10番（柏木 辰二議員）

この辺、過去にも2年前かその前にも大雨で、2年前はたしかその近辺の道路が冠水して車が通らなかつた。何か4年前そこぐらいは、土石流と全く同じようなその方の家が玄関口まで水が来たと、そういう状況でした。

この原因を把握したかどうかは、何回か、この間の台風10号のときも役場のほうから何名か見に来られて、総務課長もまた先日見に行かれたとのことですが、原因はどのようなふうに考えましたか。

○総務課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

まず、瀬滝の方の屋敷、敷地が、まだ改良されていない道路なんですけれども、道路よりちょっと低い場所にその敷地があります。また、その道路には側溝等も整備されておりません。さらに、ちょっと周り、大体50m、100mぐらいの範囲で言いますと、ちょっと両サイド、東側と西側も少し上がっている地形となっております。また、左右の土地も、さとうきび畑なんですけれども、その土地も平たん、もしくはさとうきび畑からも水が入ってくるとおっしゃっていましたので、若干さとうきび畑のほうは南側は高いのかなと。また、北側の方はさとうきび畑があつてちょっと低いんですけれども、そこも水はけがない場所であるということで、その場所に水が集まってきてたまりやすいという状況でございます。

○10番（柏木 辰二議員）

その対策というか、解消するためにはどういった方法があると考えますか。

○総務課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

そのご自宅につきましては、合併処理浄化槽も完備されておりまして、その排水を水路らしきところにパイプでつないで落としておりました。考えられ得る対策といたしましては、基本的に水の逃げ場所がないというところでありまして、今申し上げました合併処理浄化槽の排水パイプ、ここがしっかりと機能しているのであれば、そこまで水の流れをつくってあげれば100%はいかないまでも半分以上水たまり

の解消ができるのではないかなというふうに考えております。

○10番（柏木 辰二議員）

この2人のやり取りを聞いて、皆さん分からないと思うんですけど、2人だけの会話になりますけども、私も行って、そこを、現地を見ています。それはほとんど今言われているとおりなんですけども、結局その水路が、水路というかその口が、水路を開いている口が、普通の雨だったらそれが受けていると。今最初に、時間雨量を聞いたんですけども、そんだけ一気にどっと時間雨量があれば受け切れないと。そういった状況だと思います。

仮に、課長が言われるように、家の周りをちょっと高くしたり、水入り口を止めたりという、その方向では、またそれ以上の雨が、水が来たときには必ず越えてきます。

私は、そこは、そこにまず水路を入れるのは必要だと思いますけども、一つの方法として入れながら様子を見て次を考えることもあるでしょうし、もう一点は、その道路は住宅よりも上がっているんですけども、そこ先の方は最近舗装もしているんですけども、そこをちょっと先に考えて、道路自体を下げていくと。道路を下げて、東側の方に全体的に下げた上で、その水を受けて、道の真ん中に側溝を入れて、その側溝がさっきの大きな水路に持っていく。そういったことでその水を逃がしてあげると。その敷地内からそこを越えてくる水はまたそこで受ける。受け切れなかったらまた先に水路とか、暗渠なりもそういう次の畑、北側の畑につくって、それで解消を図るという方向がありかなと思っています。

それは、私はそう思うんですけども、まず私がやっていただきたいのは、あの周辺は、側溝も含めて結構水のはげが悪いんですね。ですから、まずはその一帯をちゃんとした高さの側溝を入れてほしいと思うんですけども、それは可能ですかね。それによってその図面に落とし込んで水の流れを見ると。そうすればちゃんとした次のやる事が決まってくると思うんですけど、どうでしょうか。

○総務課長（福 健吉郎君）

はい、今議員がおっしゃるように、その周辺の地形の高低がどのようになっているかというの、目視でいくと大分屋敷がちょっと下がった位置にあるような感じがします。また道路も、東から西に抜ける道がぐるって回るような感じなんですけれども、その部分も、結構その中間ぐらいが一番下がっているのかなという、目視では感じるところでございます。それをしっかりまた、これは建設課なりともちょっと協議しながら、そのような、しっかりと、その高低の測量もしっかりはかった上で、こう西側に落とすことが可能なのか、また東側の県道の方に排水が取れるかどうか、その辺ちょっと協議、検討してみたいと思います。

○10番（柏木 辰二議員）

はい、私はもう測量会社、ちゃんとしたそういった専門なところにぜひ依頼をして委託してやってほしいと思います。そんなにお金はかからないと思います。高さを見て図面に落とし込むぐらいですから。そうすることによって、その先は見えてくると思います。

やはりその方は一人住まいで、高齢で、住宅も古い、古いというのは一人ですけども、1人でも100名でも、私は危険を解消してあげないといけないと思いますし、それが行政の役目だと思いますので、そこはしっかりと取り組んでほしいなと思います。

この件は、そういった進み具合によって、またいろんな、私も意見を言わせてもらいたいなと思います。

最後の4項目めの、小中学生の補助金に行きます。

ここは教育長から、現在のところ、部活以外の大会では、島唄・民謡、全国大会のほうには補助を出していると、そういう答弁でしたけども、予算書には、小学校、中学校、そして、主に文化系でいくと吹奏楽部、そこに予算が組まれているんですけども、この吹奏楽部、小学校、中学校の補助金、今現在、全部消化したんでしょうか。それとも、残りがあるんでしょうか。そこをお伺いします。

○教委総務課長（和田 智磯君）

お答えいたします。

今年度は、283万400円を使っております。主なものとしては、各中体連の方の派遣費補助になっております。すみません。ちょっと執行残の方は細かい数字が今なくて。

○10番（柏木 辰二議員）

違います。文化系の話をしています。スポーツ系は、私はそこを今回聞いていませんので、文化系でいうと、小学校の吹奏楽、中学校の吹奏楽、この方には補助が見ているんですけども、これ全て消化したんですかしていないんですか。

○教委総務課長（和田 智磯君）

お答えいたします。

中学校の方の文化系の方も支出はしておりますが、すみません、支出書をちょっと持っていないです。

○10番（柏木 辰二議員）

結局、私は今回、施政方針にのっかっていろんな質問をしてみたんですけども、その中でも、文化に関して、将来の天城町を託せる人材の教育とか、これ全般的に教育、勉強だけじゃないと私は思います。スポーツだけでもないと思います。そう

いうことで、ぜひ文化系、例えば絵のすごい才能のある方とかいますよね。そういう方がコンクールに出てその場に行くとか、そういうこともあり得ると思います。文化系にも少し力を入れて、補助金を出せるようなことはできないかということですね。

○教委総務課長（和田 智磯君）

お答えいたします。

学校教育の方といたしましては、中学校のほうのスポーツのほうと文化のほうに出してございます。ただいまそれ以外の補助金に関しては、学校教育のほうで今予算化はされておきませんが、社会教育のほうで民謡大会とか、そういったものに行く部分の方はつくっております。

学校教育のほうといたしましても検討しているのが、例えば学校教育の場合には中体連の各1回のみでの大会の出場派遣を今予算化しております。要望が上がっておりまして、そのほかの大会、例えば各連盟主催の中学校を対象にした大会派遣費ができないとか、こういったのも今後検討していきたいなと考えているところでございます。

○10番（柏木 辰二議員）

そういう答弁をもらうために質問をしていないんですね。検討してもらわないで、結局最初に聞いているのは予算が、はっきり言いますよ、簡単に、天小、北中吹奏楽部、出てますね。この金額全部消化したんですか、例えば。そのお金の話をしているんです。

○教委総務課長（和田 智磯君）

すみません、今詳細な資料を持っていません。すみません。

○10番（柏木 辰二議員）

じゃ、その社会教育で見ている文化系の予算というのは、一般予算でどこにあるんでしょうか、ちょっと教えてください。

○社会教育課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

社会教育課の文化芸術等の予算等につきましては、文化費のところでございます。先ほど教育長の方からも答弁がありましたが、民謡等の全国大会についても、そちらのほうに予算を組んでおります。文化費の中の7報酬費のところ、すいません、15万組んであるんですが、これが全国大会出場ということで、民謡・民舞の全国大会の出場の予算になっております。

○10番（柏木 辰二議員）

ちょっと気になりますね。その15万円は、民謡大会が決まってこの予算を組

んでいる予算ですか、それともそれは民謡大会に出場する、決まっていなくての予算編成だったんですか、どちらですか。

○社会教育課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

これは、やはり予選会とかがあって、全国大会の出場ということで、この一律になっております。1人5万円の計上をさせていただいております。

○10番（柏木 辰二議員）

私これ何が言いたいかというと、結局、部活、学校でやられている部活以外にも、個人でどこかで習い事をされたりとかもありますよね。そういう方たちが島外に例えば行くときに、やはり今こっだけ生徒数も少なくなり、そんな状況で、その予算ぐらいは行政の方で出してあげたらいいんじゃないかなと思うわけです。

町長からも先ほど、地産地消の話からめぐりめぐってきて、文化、それは有機の食べることによって文化度も上がるとかいう話もありましたけども、それも含めて、スポーツだけではなくて文化系もしっかり育てる、子どもたちの希望するやりたいこと、支えるのがこれからの行政の役割だと私は思うわけです。ですから、予算を聞いてあるとか検討じゃなくて、やっぱり今回は見れなかったかもしれないんですけど、ぜひその辺はもっと大きな枠で考えて、少し予算を組んでほしいなと思います。

お金の話でない言われるとこれ以上言えませんけども、やはりそこは大事なところだと思うんですね。本当に子どもたちをこれから育てるためには。そういうことを含めてこういう質問をしているんですけども、町長どうですか、お金を決済するのは町長だと思うので町長に質問しているんですけど、出しますとは言えなくていいですよ。そういった考えも大事だから今後の検討しますでいいですよ。

○町長（森田 弘光君）

ちょっとずれるかも分かりません。私たちの年代のものは、名前を呼ばれたりしたら、なんかもじもじして後ろに一步下がるっていう年代だったかなと思っております。今の子どもたち、名前を呼ばれたりしたら元気で手を挙げて一步前が出る。そういった子どもたちが増えてきたなと思って、僕は非常に頼もしく思っております。これも結シアター手舞の皆さん方の活躍とか、いろんな文化の活躍の中で、子供たちの中に誇りというか、そういうものがだんだん生まれてきているんじゃないかなと思っております。やはりそういった子供たちを、私たちは一人でも多く育てていく。そして文字どおり、次の時代の天城町を担ってもらうのは、今の若い人たちです。やはり私たちは常にそういったことを、頭の中に肝に銘じながら、私たち仕事をしていく。当然議会の皆さん方もそういう思いだと思っております。

そういう中で、私たちは教育委員会がいろんな企画、立案することについては、しっかりと後押しをしていきたいというのが私の考え方です。

○10番（柏木 辰二議員）

そういった答弁で少し安心はしました。

最後に、その有機の、少しだけ言い忘れたことがあります。

有機の栽培に関してなんですけど、町長はもう多分年齢的にも分かっていると思うんですけど、有機栽培に対して、やはりこれからは月の満ち欠けとか、満潮、干潮だったり、そういう島で言えば旧歴に合わせて作物を作れば、ある程度うまくいくという話も聞くんですよ。その辺も農政課ではちょっと勉強してもらって、私も今から勉強するところなんですけども、その満潮、干潮、月の欠けぐあいとか、昔の人はそれによって作物を作っています。島は旧歴です。そういったことも含めて有機栽培には、そういったところからも取り組んでいったほうがいいなと思います。一つ言い忘れました。

先ほど町長が言ったように、やはり私たちが今ここにいるのは、次の子供たちのために頑張るわけですから、それがそのために私たち今生きているわけですから、そこも町長も同じ考えですから、ぜひその辺を執行部の方、各課の人たちもそれをやっぱりちゃんと肝に銘じて、今後もっともっと取り組んでいってもらいたいと思います。私たち、議会、私も含めて、もっともっと勉強したいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（上岡 義茂議員）

以上で、柏木辰二君の一般質問を終わります。

次に、議席番号9番、久田高志君の一般質問を許します。

○9番（久田 高志議員）

こんにちは。早速ではございますが、先般の通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

まず1項目め、福祉行政について。要支援・要介護に未認定となる高齢者の方々に対しての支援は考えられないか。

2点目、交通弱者への支援策は検討できないか。

3点目、これ少し訂正させてください。配食サービスと書いてありますけれども、配食サービスを提供されていた食生活改善推進連絡協議会の休止理由及び今後の再開の見通しはないかと、についてどのように考えているか。

2項目め、農政について。1点目、畜産農家の現況をどのように捉えているか。

2点目、畜産振興策及び支援策についてどのように考えているか。

3項目め、行政運営について。1点目、日本エアコンピューター株主優待券の取扱

いはどのようになっているか。

2点目、各職級ごとの権限や責任の度合いはどのようになっているか。

3点目、未竣工（虚偽報告）による補助金返納や加算金支払いによる住民訴訟の経過はどのようになっているか。

以上、3項目8点について質問をいたします。

しっかりと責任を持って、その場しのぎの答弁にならないように、明確な答弁を求めて、1回目の質問を終わります。

○議長（上岡 義茂議員）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田 弘光君）

それでは、久田議員のご質問にお答えしてまいります。

1項目め、福祉行政について。その1、要支援・要介護未認定の高齢者に対しての支援は考えられないかということでございます。

お答えいたします。

令和6年第2回定例会の一般質問でもございました、要支援・要介護未認定の高齢者の支援につきまして、実績といたしましては、令和4年度302件、令和5年度312件の介護保険申請において、要支援・要介護未認定の高齢者はございませんでした。

そういう中で、その未認定の中で、日常生活に支障のある高齢者の方々につきましては、介護予防生活支援サービス事業において、訪問型または通所型等のサービスで支援を行っているところでございます。

また、日常生活に支援のない高齢者の方につきましては、一般介護予防事業としてゆいゆいサロン、彩りサロン等を活用し、人と人のつながりを通じて、生きがい、役割をもって生活できるよう支援を行っているところでございます。

福祉行政について。その2、交通弱者への支援策は検討できないかということでございます。

お答えいたします。

高齢者支援を軸に、けんこう増進課のゆいゆいサロン、企画財政課のデマンドバス、長寿子育て課の敬老バス無料乗車証の周知及び利用促進を目的に、このたび「バスに乗ってAコープに行こう」を関係する各課合同で企画をし、去る2月21日に瀬滝ゆいゆいサロンの参加者で実施をしたところでありました。参加者につきましては大変好評であったと思っております。

また、この議会でも議論になっておりますが、水産拠点施設うおっちょにおいても、特に南部地区を中心として鮮魚の移動販売を行っております。このように、交

通弱者への具体的な支援ができるような仕組みづくりについて、担当部局同士で連携を図りながら、これからしっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

福祉行政について、配食サービスの休止理由及び再開ということでありました。また、ただいま久田議員から、天城町食生活改善推進連絡協議会が、特にどのような理由で中止したのか、また再開の見通しができないかということのようでございます。

今回、まずは前もって準備した答弁をさせていただきます。

昨日、松山議員にもお答えしましたが、配食サービスの休止理由につきましては、業務委託をしておりました天城町食生活改善推進員連絡協議会より、令和3年頃から経営やスタッフの高齢化、そして人員不足などによりましてこの業務の継続が難しいとの相談を受けておりました。業務継続ができるよう協議を行いながら、その中で委託料の引上げや燃料代の負担、また事務の軽減、運営方法の改善についての検討などを行ってまいりましたが、いよいよ令和5年度末で契約を終えることとなりました。

この間、町内の介護事業所や弁当販売店等へ業務委託の相談を行ってまいりましたが、その中でもまた人員不足、また高齢者向け弁当の対応が難しい等の理由により、受託可能な事業所がございませんでした。

その中で、令和6年度以降も配食サービス事業の継続はしていかなければなりません。町内弁当販売店10業者、また、島内宅食事業所2件へ配食サービス事業に係る意向調査を行いまして、その結果、受託可能が1件、受託不可能が11件という結果となりました。

町外の事業所でありましたが、事業を継続するため、この受託可能業者と協議、そしてまた利用者への変更内容の説明等を行いまして、令和6年4月1日から株式会社シーサイドビュー宅配クック・ワンツースリー徳之島支店さんと、令和6年度の天城町配食サービス事業委託契約の締結を行ったところでございます。

現在、そのような形で配食サービス事業を実施しているところでございます。

配食サービスの再開につきましては、天城町食生活改善推進連絡協議会の皆様をはじめ、本町での受託可能な事業所等の申出があれば、積極的に検討していきたいと考えているところでございます。

2項目め、農政について。その1、畜産農家の現況をどのように捉えているかということでございます。

先ほど柏木議員にもお答えいたしました。市場価格の低迷、また資材の高騰が長期にわたっており、畜産農家の方々が大変な苦境に立たされております。自給飼

料の確保や子牛の品質向上など、農家の皆さん個々のご努力では大変厳しいものがあると考えているところでもあります。

農政について。その2、畜産振興策及び支援策についてどのように考えているかということでございます。

これまで、繁殖牛の導入・自家保留促進助成事業、繁殖牛管理用機械導入事業など、規模拡大や子牛の品質向上などを目的とした事業を町としても実施してまいりました。また、子牛競り価格下落対策としましては、肉用牛子牛生産者補給金制度や、優良和子牛生産推進緊急支援事業等も実施され、競り子牛1頭当たり、現在5万2千円余りが発動されているところでもございます。しかしながら、なかなか経営の安定にはつながらない状況であり、これからの経営を維持していくことが大きな課題となっております。

これらを踏まえた上で、畜産農家の皆さんを支援してまいりたいと考えております。

3項目め、行政運営について。その1、日本エアコミューター株主優待券の取扱いはどのようになっているかということでございます。

お答えいたします。

日本エアコミューターの株主割引券につきましては、毎年106枚ほど、町が受領しております。本町では、平成30年度から町民への還元として、天城町内在住の方を対象に配布して利用していただいております。限られた枚数ではありますが、町民の皆様にご活用いただいていると認識しております。

行政運営について。その2、各職級ごとの権限や責任の度合いはどのようになっているかということでございます。

これは、役場の職員のごとで、職員の職級のごとでございますけれども、天城町職員の職の設置に関する規則第3条第2項におきまして、役付職員は、主任、係長、主幹、課長補佐、課長（室長）と位置づけられております。

また、天城町処務規則第7条で、課長は上司の命を受け、その主管に属する事務を掌握し、課員の事務を指揮監督する。

また、主幹、係長は上司の命を受け、その主管に属する事務について、係員を指揮監督するとうたわれております。

さらに、天城町事務決裁規定第3条においては、事務は、原則として、主務係長の意思決定を受けた後、順次直属上司の意思決定及び関係課長の合議を経て、決裁権者の決裁を受けなければならないとされております。このことから、係の職務や部下に対する責任は、役職ごとに大きくなっていくものと考えております。

行政運営について。その3、未竣工（虚偽報告）による補助金返納、また、加算

金支払いによる住民訴訟の経過はどのようになっているかということでございます。
お答えいたします。

天城町防災センター未竣工工事に関する住民訴訟は、6月定例会以降、去る8月21日に第16回公判が鹿児島地裁で行われました。この件につきましては、これまでも申し上げておりますが、真摯に対応していく考えでございます。

以上で、久田議員の質問にお答えいたしました。

○9番（久田 高志議員）

それでは、1回目の質問、答弁いただいて、順次質問を継続してまいりたいと思っております。

まず、1項目めの1点目。これはもう何度か継続的に質問を続けておりますけれども、福祉行政について、要支援、要介護未認定の方と、やはり以前から我が天城町にそういった申請をすると、はじかれているんじゃないかという、そういった話がずっと聞こえるわけです。

ただ、先ほどの答弁で、実績として令和4年、令和5年、302件、305件と、未認定になられた方がいないという答弁でしたけど、はい、ということよろしいですか。天城町で受け付けた方、町が申請をした方で未認定はいない、町が受付をしなかった方はいらっしゃるわけですか。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

はい、お答えいたします。

以前は、そういった窓口で却下されるという場面があったかと思いますが、今現在は介護申請を、申請に来た場合には、そのまま介護保険組合の方に申請書を提出しているところでございます。

○9番（久田 高志議員）

はい、以前は却下することがあったと、その以前はいつ頃なんでしょうか。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

はい、お答えいたします。

自分が来て、何度かそういった窓口で申請が断られているという話をお伺いした記憶がございます。それが実際いつ頃かというのは、ちょっと自分が今、令和何年頃かというのは、ちょっと把握をしていないところでございます。

○9番（久田 高志議員）

はい、窓口のほうで全て受付をなされているようであれば、今後同様のお話が耳に入ることはないかと思っております。

ただ、やはり今現在、一度申請をして、はじかれたのかどうか分からないですけれども、やはりそういった話を聞いた経緯がございますので、こういった質問を続

けているわけでございます。

要は、窓口相談に来られる方々は、やはり何らかしらの不便、不安を感じて、窓口の方に相談に来られているとっております。で、そういった方々で、認知機能が正常だと判断されると、なかなか受け付けてもらえないような雰囲気があったようでございます。

ただ、高齢化とともに、やっぱり体に不便、不自由を生じてくるのは、もうこれは仕方のないことだと思っております。しかし、そういった方々をしっかりと救済していくのも、一つの町の役目ではないかと思っております。答弁でございましたが、ゆいゆいサロンやら彩りサロン、介護予防事業等々をされているようでございますが、やはりまだご自宅で、ゆいゆいサロンの会場までも行けない、行きづらい、そういった方々がいらっしゃるのも事実です。全てを網羅されているとはまだ思っておりません。そういったところで質問を続けているところでございます。

去る3月の質問の答弁で、その未認定の方々であっても、介護予防事業等を活用すれば、社会福祉協議会で可能であれば、入浴介助、デイサービスぐらいは、入浴介助ぐらいは受けれるんじゃないかと思うという町長の答弁もございました。

そういった流れの中で、前回3月以降ですよ、3月以降。例えば、要支援、要介護に未認定の、実費で参加したい、入浴介助を受けたいという方々がいらした場合には、どのぐらいのお金が必要なのか。

課長、検討するという答弁でしたけれども、検討ではなく調査をしてくださいと申し上げております。大体の金額等ぐらいは、相談調査されたのでしょうか。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

はい、お答えいたします。

一応これは調査を実施いたしました。各ケアマネジャーさん、各事業所に確認をいたしましたところ、訪問介護サービスが受けられますが、これは有料ヘルパーがいる事業所に限られるということでした。その他、福祉用具貸与は利用可能ですという答えをいただいておりますが、先ほど、その料金につきましてというのは、各事業所でばらばらということなので、ちょっと自分は、ばらばらということで金額はつかんでいないんですけど、各事業所によって、有料ヘルパーの料金は異なるという形で調査は実施しました。

○9番（久田 高志議員）

えっと、去る6月です。6月議会のときの答弁で、町長が答弁されております。

今年度、防災事業を活用して、社会福祉協議会の入浴施設等々が改修されますと。そうした場合に、介護予防事業等々を活用すれば、入浴サービス等も可能ではないかという答弁でございました。可能であるか、先方のもちろん受入れ体制もあると

と思いますが、可能ではないかなと、そういうことも思ったりしますよというような感じの答弁でございました。

でしたので、これは私、個人的に社会福祉協議会に行って、要支援1、要支援2、要介護1からの重度ごとによって、その負担金と利用可能な金額設定ですね、非該当の方の、そういった数字をいただいております。

課長、私がお尋ねしたのは、こういった数字を拾ってきてもらえませんかということだったんですよ。こういった数字が出てくると、非該当の方を社会福祉協議会が受け入れていただいた場合に、町がどのくらい支援できるかという質問に持っていきかけたわけです。実際に、入浴サービスを受ける場合には、午前か午後か選択肢をいただいて3千260円ほどで入浴介助ができると。そして、デイサービス、6から7時間の間受入れをして、入浴介助まですると5千400円で可能であると。そして、1日をフルに活用すると昼食代別途500円必要になりますということでございます。

入浴も恐らく毎日まで活用しないと思います。例えば週2回、週3回、夏場3回、冬場2回とか、そういったことや、いろんな用事等で家を空けるときに、デイサービスに参加していただいて、安心して外出ができる。そういった支援ができないかという質問なんです。この金額を聞いて、率直にいかがお考えでしょうか。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

自分のほうも社会福祉協議会のほうの、そういった入浴とかデイサービスについてはちょっと確認をしておりませんでした。今後、自分のほうも入浴とかデイとか、再度確認をして、社会福祉協議会と協議を進めていきたいと考えております。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩します。3時15分より再開します。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時15分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

久田議員。

○9番（久田 高志議員）

それでは、質問を続けて参りたいと思います。まず誤解のないように、社会福祉協議会といたしましては、施設の改修、設備の改修、そして人員等が確保できた場合にこういったことを受け入れるようであればこのぐらいの額ですよということでございますので、あとは行政側が、どのような判断をしてどのような采配をされて

いくつかは、今後の課題だと思っております。

そういったところで、この社会福祉協議会の施設改修、設計、発注、こういった経緯、経過で進んでいくんでしょうか。

○総務課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

今防災施設関連施設事業につきましては、今実施設計の方が8月29日に完了しております。ですので、早ければ今月中には入札まで持っていきたいというふうに考えております。

○9番（久田 高志議員）

設計終わってしまいましたか。でき得れば、後の質問にもちょっと関連しますので、風呂場の改修もだったんですが、調理場とかの改修とかはやっぱり難しいのかなど。調理場、そういったのも一緒に設計はどうなっているんでしょうか。

○総務課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

今現在、工事内容につきましては防水工事、屋根と外壁塗装、それと防風、これは建具の取付けということです。あとはトイレ改修、温水化と合併処理浄化槽、あと浴室の整備、これはシャワー設備だったり給水施設と、あと介護施設の全体的に洗濯場ですとか物干し台、あと介護室のフローリングですとか、そういったことをございます。

今ご質問の調理室については、今のところ工事内容には入っていないというところでございます。

○9番（久田 高志議員）

まあそれもセットで、関連して。どちらでも答弁を一回いただいてよろしいですか。

○議長（上岡 義茂議員）

いいですか。しばらく休憩します。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時18分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

福総務課長。

○総務課長（福 健吉郎君）

申し訳ございません。今やはり調理室については、当初は簡易な改修も想定して

いたんですが、ちょっと確認させてください。成果簿をまだしっかりと見ていませんのでその辺を見て確認したいと思いますが、今のところ私の認識では入っていないものと考えております。

○9番（久田 高志議員）

もし間に合うようでしたら、そういったところも少し考慮していただいて、また今後の、あとの質問にもちょっとつながるんですが、頑張っていたきたいと思っております。

いずれにせよ、まずその改修を先立って発注をしていただいて、早期に完成をしていただいて、その後、その後人員配置等の準備が整えば、行政側が、役場側がそういった方々、その高齢の方々にどの程度の支援ができるか、できれば介護保険制度、1割負担ですので、そのぐらいまでは頑張っていたければ、入浴介助等でかなり助かる方、そしてたまの外出、用事とかで家を安心して空ける方々がちょっと出てくるのではないかなという思いもございますので、ぜひその辺はしっかりと検討していただきたいと思っております。

それでは、2点目の交通弱者への支援策。

申し訳ないですけども、ほぼ前年踏襲の答弁ですよね、デマンドバス、無料券、あとは鮮魚の移動販売、こういったところで、役場側は十分交通弱者に対しての施策はていをなしているとお考えでしょうか。

○企画財政課長（森田 博二君）

お答えいたします。

これまでの対応が十分かという質問かと思っております。これまでいろいろやってきておりますが、デマンドバスの運行のほうも町民の方々の要望に応じて、去年ですか、時刻等も変更しております。また、今年の2月には先ほど町長の答弁でもありましたが、Aコープへ行こう、バスに乗ってAコープに行こうということで、瀬滝集落ゆいゆいサロンのほうで企画をして、実際にデマンドバスに乗って予約をして、Aコープまで行って買物をして帰ってきたりしてやっております。

こういったことが原因かどうかまだ分析には至っておりませんが、今年の4月から今実績が出ているのが7月までが出ております。デマンドバスの人数。去年の4月から7月までで1千223名の方が利用しておりました。今年の4月から7月までで1千701名と、約1.4倍に増えているところであります。若干そういうところもありますので、少しは支援になっているのかなと感じているところであります。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

いわゆる2月21日に、みんなでバスに乗ってAコープに買物をしに行こうというものであります。これはデマンドバスを使っていきましょうということなんですけれども、ここには医療経済研究機構というところの組織の方々、それから企画財政課の交通担当、それから農政課の担当の方、そして長寿子育て課、けんこう増進課の方々が横の連携というのを取って、どうしたらその高齢の方を外までお元気で、そして笑顔で連れていけるかという一つの取り組みをさせていただいたところなんです。

それに対して、いろんな反応があったということを含括の方からお話を伺っております。これを一回に終わることなくて、そういう健康な高齢の方をつくりたいということが一つありますので、家に閉じこもることなく外に行きましょうという取り組みが一つの手段としてあったということで報告をさせていただいたということでもあります。

これをまた継続しながら、よりその地域の方々、特に高齢の方々にどのような形で寄り添うことができるかということです。

もう一つは、うおっちょの、なかなか外には買物に行けない方、じゃ、私たちから出っ張ってそこまで、家の角まで行ってお買物を手伝いましょうということで、外に出てもらう、また行けない方にこちらから伺うというような取り組みを今回させていただいたということでもあります。

久田議員のおっしゃるように、これで十分かということ、全くこれでは、まだ緒についたばかりでありますので、これからもまたしっかりとそういう交通弱者、よりデマンドバスが有効に活用できるかとか、いろんな取り組みができればというふうに考えております。

これで十分かということでは全くないと私たち認識しております。

○9番（久田 高志議員）

十分でないという認識があれば、まだ今後に展望を開けるのかなという期待もございます。

まず、この交通弱者と言われる方々、要は免許返納したり、高齢で世帯ごとに車の運転が不可能であるとか、一人暮らしで車の運転が不安で、免許は持っているけど車はもうないよ、乗りませんよという方々、大体数でどのぐらい把握されているんでしょうか。

○副町長（袴 清次郎君）

お答えいたします。

近年、高齢者の運転免許証の返納が出てきておりますが、具体的な数値は実際のところ把握はできておりません。先ほど、議員が交通弱者対策、買物支援というこ

とで十分かどうかということでありましたが、やはりまだ十分ではないと私たちも認識をしております。

そのような中で、デマンドバスの充実、また試験的に始まりましたおっちょの移動販売、これについてもそういった対策、また強いては見守り支援にもつながっているかと感じておりますし、町内では、これまでも本会議で議論がなされてまいりましたが、やはりタクシーの問題、そういったことも交通弱者支援で本格的に考えていく必要があるかと思えます。バス・タクシー、かなり喫緊の課題ではないかと感じております。

○9番（久田 高志議員）

非常にありがたい答弁でございます。恐らくどころかそこに質問がいく予定でございました。

まず、そういった交通弱者がどの地域にどの程度いるか、そういったアンケートは一度取っていただけないでしょうか。そこを把握することによって、今後、今、副町長ありましたバスなりタクシーなりという、そういったものの予算立てが、見通しが立てると思うんですよ。まず、交通弱者と言われる方々の数の把握、その世帯に運転する人がいない、どうしても困っているという方々がどの程度いるか、それはしっかりと把握をしていただきたい。

そういった中で、今までのデマンドバス運行に関して様々な質問も出ておりますが、直接いろんな困り事、デマンドバスの不便さ、そういったことを耳にされたことはないでしょうか。

○企画財政課長（森田 博二君）

お答えいたします。

私が直接聞いたわけではないんですが、予約制となっておりますので総合陸運の方では、名前をまず確認します。いろいろ聞いてくるので、そういったところはちょっと嫌だよねというような話は伺ったことがあります。

○9番（久田 高志議員）

そういったこともございます。事前予約のタイムラグです。結局朝の便は前日までに予約を入れてほしいとか何時間前までに連絡を入れてほしいと、2時間前ですね。そういったときに、その後急に予定も変わったりするんだと。その前日、本当はこの時間に行く予定だったんだけども別用ができた。そういったときにすごい気を遣うんだと。断るときにも。だから、そういったところをもう少し、用事が急にできた場合は直前でもいいから連絡をくださいとか、そういった方策も大事かと思えます。

一番多かったのは、行きはよいよい帰りは怖いなんですよ。時間変更もされたと

いう答弁でございました。その変更後の時間は私ちょっと確認をしてないですので、その変更前の時間だったかと思われませんが、例えば、松原方面からそれこそAコープに買物に行った。帰りは何時間後かと、その時間が。2時間も3時間もそこに立ってられんよという方もいらっしゃいます。その病院に、医療センターあたりに行かれて診察を受ける。帰りに帰るバスがない。そういったお話を多々聞くんですが、今のデマンドバスの運行状態でそういった支障はないでしょうか。

○企画財政課長（森田 博二君）

お答えいたします。

私は聞いたことはございませんが、今どうしてもデマンドバス自体が1台しかありません。それを北部の方に走らせます。走って帰ってきて、南部行って帰ってきて、1台でやっております。それ、便を増やす、増やした場合には、車1台ではどうしても時刻が取れないということで、今のところちょっとその便数を増やすというのは難しいのかなと考えてはいるところではありますが、以上です。

○9番（久田 高志議員）

そういうところだと思います。

あと、そのデマンドバス、バス停が集落の中までも、ある程度我々の目線からいくと、きめ細やかに配置をされているようには感じます。ところが、買物に行かれる方、行きは身軽な状態で行くわけです。帰りは重たい買物袋を持ってバス停で降りるわけです。そこから家までの距離も遠いという方がやはり出てきております。やはりそういったところを改善、そこでまたバスを増やすとなると予算もかなりかかるかと思えます。

先ほどの質問になりますけれども、現況をしっかりと調査していただいて、そういった利用者数がどのぐらい見込めるか。

要は、私先ほど副町長もございましたタクシーなんですよ。これこそ、今町内にはタクシー事業者がございません。しかし、タクシーを運行されている方が町内にいらっしゃいます。

タクシー料金を調べると、今天城町、伊仙町の町境、徳之島町の町境ちょうど真ん中、消防組合、消防署が大体真ん中で2.5から3kmぐらいの距離なんです。そうすると、奄美地区の3kmまでのタクシー利用料金が1千100円、今年の3月時点で1千100円、例えば、地域ごとに、地区ごとに何名なりかの、二、三名ぐらいのグループが把握できれば、そういった方々に、例えば月2回分とか、できれば週1回、4回分ぐらいとは思っているんですが、最低でも2回分ぐらいをチケット制で支給をする。そうすると、この方々、行きはデマンドバスで行く、帰りは近所のグループの方々にタクシーチケットを使って3名、4名で一緒に帰る。したら、

もう荷物も家の前で持って降りれるわけなんです。そういったことをすると、今後、この町内にタクシー事業者がもしかしたら誕生するかも分からない。そして今、ちまたで言われているライドシェア、こういった制度も今後活用できるかもしれない。あとはそういった枚数、もう予算の問題なんですよ。だから、そういったところをしっかりと対応していただけないかなと。隣近所の交流も増えるし、出ていく販売もいいんですよ、出ていく販売もいいんですけど、皆さん、女性の方々に尋ねてみてください。例えばAコープに行って、近所の知り合いと会ったり懐かしい人とあったり、そういった話をしながら、元気にしているのとか、そういう話をしながら買物に行くのも一つの楽しみだと。そういったこともあるわけです。

まして、これは一例ですけど、西阿木名の方々、Aコープで安売りをしているということで、数名でタクシーを乗り合わせてAコープまで買物に来られている方もいらっしゃいます。

ですので、まず交通弱者と言われるの方々、全員にするとそれはまたとんでもない予算になると思いますよ。だけれども、本当にそういった困っておられる方々を把握すれば、自ずと数字も見えてくると思うんです。いかがお考えでしょうか。

○企画財政課長（森田 博二君）

お答えいたします。

議員からのご提案ありがとうございます。まさに、今国土交通省の方では、先ほどお話もありましたが、ライドシェアとかいろんな自家用有償運送業とかありまして、今年度4月頃から道路運送法、かなり緩和されてきている状態であります。最近分かったんですけども、道路運送法における許可または登録を要しない運送にガイドラインというのも公表されております。ここでは、今議員からおっしゃられたように、集落でやって、運賃は取らないんですけど報酬を払うとか、そういう感じで運営することに対しては許可は要りませんよとか、いろんな緩和されてきている状況ですので、これからまたちょっと検討させていただきたいと思います。

○9番（久田 高志議員）

そういったところはしっかりと検討していただきたい。恐らく調査をすれば、そんなに数があるかなという思いもでございます。一度調査をして、でき得れば最低でも月2回ぐらいは買物に行って、タクシーで帰れるような、病院に行っても帰りはタクシーで帰れるぐらいのそういった状況、買物をして、そういったことをやはり役場に来るときも、もう少し来やすいような状況にしていきたい。

あと、これまたもう一点、ちょっと別の角度から、先日そういうお話を伺いました。

先般、県知事選挙がございました。これは私どもの集落なんですけれども、投票

日当日、岡前小学校も遠いと。要は、公民館ぐらいただったら何とか行けるけどなど。期日前投票期間がございしますが、この間に必要とする地区に巡回して、例えば1日、何月何日は松上の公民館で期日前投票しますよとか、そういったことも検討できないのかなという相談を受けたことがございます。

もうこれから本当に、交通弱者の方々がやはりそういった投票にも安易に行きづらい状況があるようございします。そういったことは難しいんでしょうか。やはり投票所の設置というのはかなりハードルが高いものなんじゃないでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（里山 浩一君）

私も、例えば小さな集落、当部集落と三京集落、有権者数、選挙人は少ない中で、時間は同じ時間やって、もう持ち回りで本当は各一軒一軒回った方がこれ1時間で終わるとか、そういう考えたこともありました。それはできない話で、今都会とかはイオンで例えば出張投票所を設けたりとかそういったものがあるんですが、この小さな町とかはそういうのがなかなかできないっていうので、ちょっと話は変わるんですが、例えば今回7月選挙ということで、体育館はすごく熱く、選挙従事されていまして。そういった体育館から、例えばエアコンが効いた集落の公民館とかできないかとか、そういった要望があれば選挙管理委員会の方で、各委員で協議をして、いろいろ対策できたらなと思っております。

○9番（久田 高志議員）

はい、ぜひそういったところはもう少し優しく、第三投票所ですか、岡前小学校、かなり広いんですよ、岡前の戸ノ木あたりから上区の端っこまで、そういった方もいらっしゃいますので、ぜひ今後、一つの課題として検討していただきたい。そして、交通弱者に対してはもう少し寄り添って、皆さんも大きい荷物を持って歩いているのを想像してください。非常に大変なことですので、よろしくその辺は対応していただきたいと思います。

それでは次、食生活改善推進グループ連絡協議会の休止、これは昨日松山議員からも質問があり、一部重複するところもあろうかと思いますが、少し気になったところを含めて質問をしてみたいと思っております。

昨日の松山議員への答弁を聞いていました。そして、本日の答弁も聞いて、私個人的に違和感を感じてしまっております。どうも、昨日の答弁は、他人事、よそごと。誰かがするべきもの、そして今日も、どなたかが申し出があれば受け付けますと。これは違うと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

はい、お答えいたします。

答弁資料のほうで、事業所等申し出等があればという言葉が書いておりますが、

こちらのほう、行政側もこの配食サービスについて真剣に考えて、事業所等の発掘、できるところを探したり行政側でできることを検討していければと考えております。

○9番（久田 高志議員）

食生活改善推進グループ、ちょっと短縮します。そのグループの方々は、このグループはもう解散されたんでしょうか。ただ、配食サービスを休止しただけで、まだ組織上は残っているんでしょうか。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

お答えいたします。

天城町の食改グループのほうは現在も活動しております。本年度の5月にも総会がありましたので、そちらのほうに副町長と自分で出席しております。

この配食のみが終了という形になっております。

○9番（久田 高志議員）

この休止理由、率直にどうお考えでしょうか。令和3年頃から相談があったという答弁でございます。本質的なものを見落としているような気がするんですが。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

お答えいたします。

中止になった経緯ということで、うちの職員の方から文書をいただいて中身を読みました。そちらの中では、令和3年度頃から、食改さんのほうから、食数の減数と食料の物価等の赤字があるということで相談等がありました。その後、何回かうちの担当職員といろいろ食改の会長さんやら活動されている方と話し合い等を、いろいろ協議を重ねてきておる経緯が見えます。

それに伴いまして、いろんな改善策を食改さんとうちの包括センターの方ほうで打合せをして継続ができる形に持っていった経緯が分かります。

それから、自分のほうがけんこう増進課の方に来てから、こういった案件があるということで報告を受けました。それに伴いまして、いろんな協議を行ったんですけど、令和5年度末で終了したいという報告を受けております。

○9番（久田 高志議員）

その協議内容なんです。その経営がままならない、ボランティアをしている。昨日もございました。8時から、まあ家を出るのはもう8時前ですよ。8時から14時過ぎ、家に着くのは3時ですよ。までボランティアをして、その配食数の数で2千円から3千円なんです。それで頑張ってきて、さらに食材が上がってきて、支援を求めたんですよ、皆さんに。採算が取れないとか、皆さん方が断ってるんです、そういったお金の相談に対して。だからできなくなったんです。

これを、この配食の方々、配食サービスをされたの方々ですよ。今までこの食事の提供ばかりではないはずですよ。昨日も、その見守り、役場にこの配食サービスの方々から、家の中で亡くなったり転倒されて起き上がれずに困っていたの方々、役場の方に何度も連絡があったと思います。そういった経緯を全て把握されておりますか。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

はい、お答えいたします。

一応食改さんのほうからそういった、配達をして、見に行ったら、中で亡くなられたというお話等も聞いたことがあります。

○9番（久田 高志議員）

亡くなられた方は間に合わなかったかも分かりません。しかし、転倒されて起き上がれずに困ったり、体調を崩して救急搬送されたり、様々な方がいらっしゃるわけですよ。そういったことも、やはり地元だからこそ、その配食だからこそ、サービスを受ける方々とのコミュニケーションも生まれていたようで、会話もあり、そういったところを、幾ら予算要求したか分かりませんが、そんなに難しく、助けられないような金額ではないと思っております。

そして、これ町外の事業者ですよ。たまたま1社おられたから今継続されているわけですよ。この1社がいなくなったらこの配食サービスを受けている方々どうするんですか、そのまま死ぬんですか。

だから、他人事のようにしか聞こえないと言っているわけですよ。もう少し町が自覚を持って、そういった方々を支援する、助ける。これは当たり前のことだと思っているんですが、いかがお考えでしょうか。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

はい、お答えいたします。

今、久田議員からもありましたこの1社がなければ継続は無理。次の事業展開を考えなければいけないというふう感じておりましたが、この1社が受けてくれて今継続に至っております。

久田議員が言うように、町民のため、この配食サービス高齢者の栄養改善等、事業の目標があります。それに向けて、今後も真摯にこの配食サービスについては考えていきたいと思っております。

○9番（久田 高志議員）

はい、ぜひ、申出を待つのではなく、天城町の食生活改善推進グループの方々に、もう一度、誠心誠意相談をされてほしい。どうしてもそれで無理であれば、他町のように、これも社会福祉協議会難しいかも分かりません。人員確保、調理場の問題、

そういったものが改善できればどちらかで、全部申出を待つんじゃないですよ。皆さんが行かないといけない。私はそう思っております。

町長、いかがお考えでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

今、久田議員のお話のとおり、やはり困っている方々にこういう食事のサービスをするというのは私たちの行政の大きな仕事だというふうに思っております。その中で、表現として、申出があるということについて、表現したことについてはまた表現上まずかったかなと思っております。

昨日もお話ししたかと思っておりますけど、天城町の食生活改善推進連絡協議会、このような組織の方々や配食サービスをしているのは、普通日本の中ではそういう公の団体ですとかまた民間の業者とかということで、この方々が非常にこう自分たちが高齢者の方々もやってるんだということで、この食改員の方々も非常に誇りに思っていたと私は思っております。そしてまた私たちも、この食改員の方々やこうして配食サービスをする、また見守りも兼ねてやっていらっしゃるということに対しては尊敬の念を持って見ていたと思っております。

そして、令和3年頃からということでもありますけれども、今久田議員から、その方々の申出を私たちが断ったということについては、はて、そのようなことがあったんだろうかというふうにちょっと私の中ではよく分からないところがあります。

私は今の会長さんとは何回かお会いして、食改さんの困っていること、そういったことについてはこれまでも話してきたというふうに考えております。また、こうして今どうしても令和6年度緊急避難的に、今町外の事業所の方々をお願いしているわけでありますので、やはり町内で、食改さんをはじめとして事業所の方々が、私たちができますよということが、またそうするとまた待っているんだという表現になってしまうか分かりませんが、そういった方々をこの年度中にはしっかりと話し合いをしながらやっていきたい。

そしてまた、今包括支援センターのほうから、食改さんがこれまでのご労苦に対して、どこかで感謝状を上げないといけないというお話などもあったりして、非常にお疲れさまでしたというところまでは今来ているかなと私では思っています。

ちょっとその感謝状も、もうちょっと、もう一回いろんな形で話をしながら、そしてまた一緒になって困っている高齢者の支援できませんでしょうかということについては、また私のほうからもお話しする機会を持ちたいというふうに思っております。

○9番（久田 高志議員）

はい、分かりました。ぜひしっかりと協議を進めていただきたいと思います。

あと最後になります、この問題の。

昨日もございました。提供はやはり1日1食。これ、中には食べ切れなくて、半分残して半分夜食べている。夜食べるのがないから、半分だけ食べて夜の分残していると、そういった方もいらっしゃいます。

そして、やはり今土・日もないようでございます。ぜひその辺も、もちろん利用者負担もあることですので、しっかりと相談をしながら、その提供を希望する方々にはまたそれ相応の対応をしていただけるように要請をして、次の質問に移ります。

畜産農家の現況、どのように捉えているかということで、これは以前質問いたしました、現場に出向いてその農家の声を聞いて、そして励ましてもらえませんか。行くだけで違いますよという質問した経緯がございます。農政課長、町長、それから副町長も結構ですよ。何度ぐらい競り市場に行かれたでしょうか。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

競り市場であるとか部会の会合では、当然農家さんとは語り合っているところです。ただ、大変申し訳ないんですが、個々の農家さんの牛舎を回ったということとはございません。

○9番（久田 高志議員）

えっと、まあ現況ですので、声をしっかり聞いてあげてください。競り市場に行ったらもう多分耳にたこになるぐらい泣きつかれますよ。もう正直手遅れ状態です、残念ながら。どこまで耐えしのいでいくか、恐らく今後、毎月この島内から成牛がかなりの数今搬出されていっております。競り名簿を見れば分かると思います。当時、我が町においてもその保留奨励事業、こういったものでかなり増頭が進んでまいりました。そして、今の保留頭数を見ると、先月はちょっと持ち直しています。もう5月とか今月とか、出ていく牛の、まあ島内全体で言うと多分半分ぐらいしか残ってないのかなというふうな状況でございます。

多分、こういったことが続いていくと、本町のみならず、3町で今毎月あふれんばかりの牛が競りに出されておりますが、近い将来、その辺も非常に厳しくなるんじゃないかというふうな見通しが出てきております。だからといってどうするか、どうするかなんですよ、どうするか。

まず、本町の農業生産額の目標も、恐らくこの状況では達しません。せっかく今まで支援をしてきたその増頭事業が減ってくると、やはりまた長い時間がかからないと戻ってこないような気もいたします。もう現況ははっきり言って手遅れです。先ほど柏木議員もございました。もう廃業される方、先ほど二十何件かと言われておりました。廃業のみならずです。頭数、今の現況、飼養頭数の推移はどのペース

で把握されているでしょうか。年1回ぐらいの調査なんですか。それとも、例えば月1回とか四半期1回とか、母牛の飼養頭数です。耳標で、何と言うんですか、あれでチェックすれば多分頭数は毎日でも確認できるはずなんです、飼養頭数がどのようになっているか把握されているでしょうか。

○農政課長（碓本 順一君）

しっかりとした飼養頭数が私のところに来るのは年度まとめたのところになります。ただ、競り名簿等ございますので、細かく調べれば随位のところが出てくると思っています。今久田議員おっしゃったように、減っているようなというのは、現場のスタッフとも話をしているところです。

○9番（久田 高志議員）

そういったところもございます、町長。廃業じゃないんですよ。もう頭数も減ってきているのも現状です。恐らくかなりの影響が今後想定されております。

その中で、そういった状況でございます、畜産農家の現況は。

そういった中で、支援策、先ほどもございました。要は、お金を出すのも、それは確かに助かるんですが、それは本当にカットバンを張るようなもので、根本的な治療にならないと思っております。ただ、もう手遅れ感がかなりありますので、今からこういった案を出すのもどこまで現実味があるかどうか気になるところでございますが、あえて申し上げていきたいと思っております。

先ほど柏木議員からございました町有牛の貸付期間の延長です。こういったものはもちろんなんです、この一農家当たり、町有牛の貸付頭数というのは制限があるんでしょうか。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えします。

頭数なんかはちょっと確定していないんですが、上限があったような話を聞いたような記憶はございます。申し訳ありません。

○9番（久田 高志議員）

頭数の上限も少し検討していただきたい。というのは、今この島内、大島郡内辺りで、雌子牛、大体平均価格で35万程度なんです。ところが、やはりどうしても残したい優良血統の牛でも、もう少しでもお金を回さないといけないという状況の中で、出荷がなされている現状がございます。そういった牛を少しでも残せないかなという思いでございます。

数字でいきますと、貸付保留でいきますと、33万の貸付、そして先ほど町長答弁でもございましたけれども、生産者補給金と和子牛生産者臨時経営支援事業という二本柱で畜産は後ろ支えがされております。ところが、この生産者補給金に関し

ては、全国平均価格が55万6千円ですか。指定価格を下回らないと支給がされないお金でございます。これは自家保留にも12ヶ月齢に達すると補填されるお金でございます。

ところが、各全国のブロックごとに区分けされている九州ブロックの中にある、そこで支給されるのが和子牛の生産者臨時経営支援事業なんです。これが今、平均価格、ブロック内で60万を割り込むと、以前は3万ちょっと超えたんですけども、3万で打ち切りとなっております。ところが、これは競り市を通した対象にしないと、この3万円は支給対象外なんです。今回、5万2千600円、8月30日に支給をされております。恐らくこれ四半期ごとですので4、5、6の分、今度7、8、9は10月の末日ぐらいに、これ以上にちょっと増えて出てくるような予測がされております。

ところが、この町有牛の貸付制度を使うと、その競り市を通した対応になりますので、この臨時支援金も交付の対象になります。そうすると、おのずと36万円平均価格を超えてくるわけです。35万円の平均に対して。あとは全国平均のこの生産者補給金がどの程度支援されるか。ということは、やはり優良子牛を残すには、こういったところもどんどん推進していかないといけないんじゃないかと。

確かに、保留奨励金で10万円頂くのも非常にありがたい。だけれども、それだと臨時支援の交付対象にはならない。全国平均に委ねていくしかないお金なんです。ですので、そうすると、競りに出す、残したい牛も競りに出さざるを得ない方々が少しでも、ほぼほぼ同額程度残るわけですので、置いておけないかなと。

それと、老廃牛と言われる、その高齢の母牛です。を更新すると、これは1年に一度ですね、年度末に、今、1頭あたり10万から、血統によっては15万という助成金も付いてきます。そういった形で、牛も更新をしながらどうにか持ちこたえていかないと、もう牛はどんどん減っていく。もう、更新もどんどん出していく。最終的にとんでもない結末が来るわけです。ですので、そういったところもしっかりと指導しながら支援をしていただきたい。

でき得れば、今のこの更新事業とかそういった保留に対して、保留というか、町有牛に対して、そういったところに少し支援の目を傾けたら、少しは効果が出てこないかなと。長期的な視点ですよ。みんな畜産農家、明日は我が身と言ってますが、明日じゃないんです。みんな今が我が身の状態に陥ってますので、こういったことが可能かどうか分からない状態ですが、そういったところも考えていけないのかなというところですが、いかがでしょうか。

○農政課長（碓本 順一君）

はい、お答えいたします。

今、久田議員がおっしゃるとおり、非常な窮状の中で、もっとも農政課は知恵を絞らなきゃいけないなと今思っているところです。

今、手元にある数字なんですけど、自家保留、これも令和3年度から減ってきております。特に去年、今年、かなり減っております。この状況を鑑みると、今おっしゃっているように売らざるを得ない状況で、売ってしまって自家保留ができていない。しかも成牛がどんどん出ている。5年後、8年後、どうなっているんだろうなというのが非常にじくじたる思いを今抱いているところです。

役場でできること、また関係機関と協力してできることをしっかりと見極めながら、今の畜産農家さんが一人でも、少しでも長く畜産経営に携わって、奄美牛がこれ以上減らないことをしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩します。4時15分より再開します。

休憩 午後 4時04分

再開 午後 4時15分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

久田議員。

○9番（久田 高志議員）

どこまで行きましたかね。まあそういった形で、町有牛の有効活用も、貸付け保留も有効活用するように進めていただければいいかなと思います。

あと、先ほど柏木議員も少し触れておりました。課長とも何度か協議をしております。またJAの担当の方々とも何度かお話をさせていただいております。

今の融資です。もう実際、皆さん購買未就金とかで融資が受けられないような状況になっている方が大多数出てきております。そういった中で、今JAあまみ単独として融資を創設しようというお話でございます。もう少し早めに動くかなと思ったんですが、先ほどあったように、その要綱等の問題があったようでございます。これ今、現状、私がいろいろとお話しさせている中で、まあJA単独の融資でまあ3.75%、その焦げつき分、その飼料購買未収分のそういったものに対して融資をつくると、つくりたいということでございます。そういったことに対しての、まあ以前も質問してますけど、利子補給とかがまあできないかということでございました。

先ほどもありましたけど、これJAも何か協力していただけるんですかね。どうなんですか、今の現況で。先ほどの、町長は町とJAで無利息ができないかみたい

な、ちょっとお答えもあつたんですが、どういった状況なんでしょうか。今の現況でいいです。まだそれに期待をする方々がいらっしゃいますので、確定じゃなくても結構なんで、お願いいたします。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

私の方が担当部署の課長さんとお話したのが1回です。そのとき、まあ確かに今の3. 幾つの数字は出ておりました。まあその後、現場レベルでいろんなすり合わせをしているようでございます。じゃ、その3. 何がしの率について、町が全部っていうところも含めて、全然すり合わせが今できてない状況でございます。改めてしっかりとご提案いただいた時点で、当然望ましい形は利子が残らない形が望ましいとは思いますが、過去の事例とかJAさんの負担がどうなっているかとかいろんな懸案要素がありますので、そこについてはしっかりと、どうして農家さんがより安心した融資の活用につなげられるかは組み立てていきたいと思っております。

○9番（久田 高志議員）

はい、ぜひ、それはまたの今後も質問してまいりますけれども、JAとしっかりと協議をしていただきたいと思っております。

あと、町が窓口になっておりますクラスター事業、これの返済もかなりえらい状況になっているようでございます。まあ機械類等々は耐用年数があるかと思っておりますが、この牛舎に関しては、減価償却をすると分かりますけれども、15年間の償却になるわけです。ところが、返済期間が7年間しかない。こういったところをもう少し平たくしていただくような協議ができないものかなと。

今、要は牛舎を作りたてて新しい牛を導入して、その返済にかなり滞っている方も出てきております。耐用年数が15年ですので、そういった形でどうにか持っていけないかなというところでございますが、いかがでしょうか。

○農政課長（碓本 順一君）

簡易牛舎の整備のお話、当然役場だけで天城町の畜産を支えるわけではありませぬので、関係のところにもいろんな提案もしながら、どういったらいいか、みんな一緒になって畜産農家を支援しようという場面はつくるつもりで今動いております。

○9番（久田 高志議員）

はい、分かりました。ぜひ、まあ様々な、ちょっともう時間もないようですので少し縮めていきますけれども、しっかりと対応していただきたいと思っております。

そういった中で、支援策と振興策ということで1つ提案でございます。三京の公共育成牧場、これ以前トウモロコシ栽培とかがなされておりました。こういった中で、ただどういった行き違いがあったのか、個人利用だ何だかんだということで議

会質問もあり、撤退をされた経緯がございます。まあその後、何かしらの有効活用されるのかなと見ていたところなのですが、全圃場、全て荒れ放題状態になっております。

こういったところで1つ提案なんですけど、今、この夏場時期は皆さん何とか粗飼料を供給して回しているんですが、やはり冬場、春先になってくると、粗飼料が足りなくて、町外のTMRセンターに飼料を、素飼料を購入に行ったりと、そういったことがかなり散見されております。今年はそのTMRセンターの粗飼料も売り切れて、輸入粗飼料、高い方を導入された農家もかなりいらして、経営にかなり影響、圧迫が出ている状況でございます。

これ、勘違いをしていただきたくないんですが、あえて荒れさせるぐらいであれば、町が委託をして、圃場を全部あけて、例えばそのトウモロコシとかであれば農耕飼料の供給も少し下げれるわけです。ですので、例えばトウモロコシ栽培とか粗飼料を役場が依頼して、整地耕うん、播種、収穫までしたらサイレージアップができるわけです。それを農家に販売供給する、そういったことは難しいのでしょうか。

○農政課長（碓本 順一君）

はい、お答えいたします。

公共育成牧場跡地なんですけども、実は昨年、先端農業実証ラボとあって、鹿大さんと民間と役場と共同の取り組みがございます。その中で使わせてもらいたいというお話もありました。また、民間のほうからなんですけども、スイートソルカムという、まあトウモロコシの仲間なんですけど、まさしく今おっしゃった、その粗飼料の原料で使えないかというふうなお話もございます。

実は、今そのところが進行中でして、しっかりとした形が固まったときにはまた皆様に、牧場跡地の有効活用ということでお示ししたいと思っております。

○9番（久田 高志議員）

ぜひ、今母牛に餌を供給して、農耕飼料を供給している部分が、そのトウモロコシサイレージがあれば価格を下げて経営ができると思っております。農耕飼料、今1t、もう10万円を超えてきていますので、サイレージアップだと大体20t規模ぐらいで1週間1本ぐらい入れていくと発情回帰とかそういうのも何ら問題なく今のところ活用できていますので、ぜひそういったことも検討していただきたいということを要請して、次の日本エアコンピューター株主優待券。

これ割引券というんですね。106枚。これは、今まで離島割が適用されるまでは、鹿児島で使いながら離島割引ができて、今沖縄に行くとき、沖永良部一那覇間で活用していた経緯がございます。

ところが今度、まあ永良部一那覇間も離島割引が適用されて、離島割の方が安価

なものとなってしまいました。

これ、皆さん、答弁でも言わなかったんですけど、今までもあまり人の知らない使われ方がしてたんです。今後、この106枚をどう扱うのかなんですが、その前に一つだけちょっとあの意地悪していいですか。

以前に質問したときに、ふるさと納税の返礼品でこれは活用できないかという質問した経緯がございます。調査確認をしてみますと言われていましたので、数年経過していますが、お尋ねしてみたいと思います。これはふるさと納税の返礼品として活用はできるものなのでしょうか、できないものなのでしょうか。

○企画財政課長（森田 博二君）

はい、お答えいたします。

ちゃんと確認はしてないんです、私ちょっと確認はしておりません、正直。

ただ、大丈夫じゃないのかなとは感じているところであります。

○9番（久田 高志議員）

はい、ぜひ、まあ余剰が出るようであれば、使えるようであれば、そういった返礼品に使うと、ふるさと納税された方が航空券を利用してご来島いただければ、さらに経済効果は大きいのかなと期待をするところでございます。ぜひ今回に限っては調査をして確認をしていただきたいと思います。

これ、沖縄に行くときに、今まで使っているときに、下にちっちゃく書いてあるよなんていうことを言われた方もいらしたんですが、これ、鹿児島に行くとき、沖縄に行くとき、どこに行くときでも、12歳未満のお子様を使うと、要は、定価の今JACが50%ですか、75%かどっちかなんですが、その50%オフになるわけです。株主優待券を使ってお子様が鹿児島に行くのであれば、恐らく1万円もかからない額で行ける場所なんです、そういったものをほぼその内情に精通した方々だけが活用した痕跡がございます。そういったものを少し公表して、それこそいろんな小学生の大会の遠征で間に合うんですかね。12歳だったらぎりぎり間に合うんでしょうね。そういったときに活用していただくとか、例えばそのそれ以外の用事でも、小児運賃に株主優待券を引き当てていく方法、これ答弁で出てくるかなと思ったんですよ、そういう活用していると。下にちっちゃく書いて、どうのこのよのなんていう話をしていましたけれども、私に言わせれば、その内情に精通した方だけがうまいこと使ってたなという思いです。

今後そういったことを大きく公表して、町民の皆さんが有効に活用できるようにしていただきたいということです。いかがでしょうか。

○副町長（禰 清次郎君）

実は6月の19日、日本エアコンピューター株式会社の株主総会に町長の代理で出

席してまいりました。その中で、この株主優待券について、ある首長さんから質問がありまして、私たち天城町に住所を有するものについては離島割引カードが適用できますので、その株主優待券よりそちらのほうが有利になるわけです。そういったところで、各自治体においてこの株主優待券が在庫を抱えていると。そういったときに、例えば関東、関西、中部など、鹿児島も含めて郷友会の方たちに提供して、里帰りをしてもらうとか、そういった活用方法はいかがなものですかという質問がなされました。

会社側からは、それについては、そのような利用についても大丈夫ですというような回答がありましたので、今後また、その株主優待券の利用についてもそういった、まあ数には限りがありますが、郷友会の中でまた里帰りに利用してもらうとか、そういったものも一つあるのかなと感じたところでありました。

○9番（久田 高志議員）

はい、まあ郷友会も大切です。やはりふるさと納税の返礼品に使えるようであればそうしていただきたい。そして、その小児運賃に関してはしっかりと公表していただけないでしょうか。

○企画財政課長（森田 博二君）

はい、お答えいたします。

これは私もですが、職員の方もちょっとつい最近分かりました。今議員がおっしゃられたとおり、鹿児島に、徳之島―鹿児島間であれば離島割引を適用した場合、まあ通常料金といいますか、フレックス料金では3万6千80円になります。これが離島割引を適用したら1万6千850円になります。株主割引を適用した場合には1万8千40円となりますので、まあ大人の場合は離島割引の方がお得ということになります。ですが、3歳から12歳までの子供に関しましては、3万6千80円のフレックス料金から株主割引を、まあ約50%になります。割引を適用した場合に1万8千40円になります。1万8千円にまた小児割引というのがかかかって、これもまあ大体、時期にもよるんですが2分の1程度になるということで、そのお子さんに関しては9千200円ぐらいになるという話を聞いております。

せっかくですので、今傾向としまして、やはり子供の割引の申請が増えてきている状況にはあります。ですので、ぜひこの期間、5月、もうもう既に今年の方は完売、完了しておりますが、5月の下旬頃から町民への還元をしておりますので、お子さんが鹿児島とか行く場合にはぜひ利用していただきたいと思っております。

○9番（久田 高志議員）

そうなんです。だから、そういったことをもっと広くするべきなんです。町長、副町長、これは本当に内情に精通した方々で知り合いとか友達が活用した痕跡

があるわけですから、ほとんどの方が知らないんですよ、ほとんどの方が。その制度を。どこにも公表しなかったですからね、今まで。ぜひ大々的に公表してください。よろしいですか。

○企画財政課長（森田 博二君）

あと、まあこれ持ち株分に関しての割引券が発行されております。106枚と限られてますので、まあふるさと納税で活用できるのか小さい子供たちに活用してもらった方がいいのか。また、今副町長のほうからお話がありましたように、郷友会の方々に活用したほうがいいのか、ちょっとそこあたりはまだ検討させていただきたいと思います。はい。その辺、お子さんはお得だということは、AYT等でも放送はしますが、いかんせん、今年もう既に終了していますので、周知のほうはしていきたいと思います。

○9番（久田 高志議員）

ですよ。だから本当はどなた方が使ったんですかと私は聞きたいところなんです。がまあその辺は今後改善していただければよろしいのかなと思っております。

それでは次、各職級ごとの権限や責任、やはり皆さん公務員としてかなり権力を持ち合わせているような感がございます。しかし、その力を持つ以上は責任も非常に大きくないといけないものだと思っております。

まず、1回目、答弁ございました主任、係長、課長、局長クラスですか。まず係員級、主事補、主事、主任、係長、そして課長補佐級が主幹、課長補佐ですか。課長、局長、そして職員ではないですけど副町長、町長という責任の度合いというのがそれぞれあろうかと思っております。

まず1つ、この主事補と言われる方、恐らく新採用されて一番最初に付く職級、肩書かと思われませんが、こういった方々はどういったことができ、まあどういった責任がある。例えば、不祥事等に関しては、不祥事等に関してはもうそれぞれ自己の責任だと思っております。ところが、初めてであるからこそ事務的なミス、やっぱり仕事上のミス、漏れ、そういったものが発生する可能性があるわけです。全てを、100%仕事としてまだ足りないところがあったりするかと思うんです。そういったときの責任の所在です。こういったものはどういった流れになるんでしょうか。例えば事務ミスがあつて、ちょっと何かの手续ができなかったとか、これは例えばなんです。例えばなんです、そういった場合があつたときの責任の所在です。本人は恐らく厳重注意等で済むと思うんですが、こういった感じなんですか。

○総務課長（福 健吉郎君）

はい、お答えいたします。

今現在、新採用されると主事補、約3年間ほどですが、主事補という役職でございます。その後、主事になり、またその上が主任ということで、答弁のような形になっております。

その中で、主事補、主事につきましては、先ほど町長の答弁でもありましたように、事務決裁規定の中には主務係長の意思決定を受けた後、順次決裁するというような表現がございますが、基本的には係長になったらその係を統括する責任が生じるというふうに思っております。そういう中で、その主事、主事補につきましては、まだ若い職員ですので、しっかりと勉強していただいくというのが重要かと思っております。

そういう中で、その責任というところに関しては、今現在、いろんな場面で、主事補、主任、主事補と主事の責任があった場合には何らかの処分を下しているところがございます。

ちょっと明確には、今ちょっと答えが難しいというふうに感じております。

○9番（久田 高志議員）

はい、分かりました。私がお尋ねしたいのは、その担当職員のもちろん責任、あとは上司につながっていく責任、要は管理監督責任が、最終的には町長にあるかと思うんですよ。任命から管理監督責任の全てにおいては。最終的な責任はもちろん町長にあるかと思っております。その度合いですよ、度合い。

例えば、割合で言うとおかしいですけど、その本人が例えば、まあまあそういった大体の割合。

○総務課長（福 健吉郎君）

はい、お答えいたします。

これは公務員にかかわらず、一般的なその会社経営とかそういう中でのことにもちょっと共通するかもしれませんが、当然、その過ちを犯した場合、その担当する職員の方が一応原因をつくったということでは、その責任度合いというのは大きいかなと思っておりますが、先ほど申しあげましたように、上司には係長がいて、課長補佐がいて、また課長がいるわけですので、その事案の内容によって、事例ごとにその責任と、その責任は当然その上に行くほど大きくなるんですけども、その責任の度合いというところについては、その事案ごとに判断されるのではないかなというふうに感じております。

○9番（久田 高志議員）

あともう一点ですけれども、まあ皆さん職員として公務に携わって、いずれ定年退職をされるわけです。そういった何らかしらの問題が起きたときの責任というものはいつまで負うものなんですか。定年したらもうそのままきれいさっぱり終了と

ということなんですか。

○副町長（袴 清次郎君）

公務員につきましては、勤務期間中に知り得た秘密であるとか、公務に支障を来すものについては退職後も漏らしてはいけないと定められております。

○9番（久田 高志議員）

その辺は、守秘義務だと思っております。私が申し上げたいのは、まあ今これ前振りです。本題に入りますけれども、過去の事例ですよ、過去の事例。恐らくもう定年されたのか、場内にいるのかいないのかも分からない状態、1件に関しては恐らく定年退職されて、もしかしたらご存命かどうか分からない状態です。1件は農業センターの問題です。当時の職員がやはり用地交渉をして、結局もう登記もせずそのままぶん投げて、そして相続される方々に返還をしないといけない状況が生まれたわけです。そして今、農地整備課でありますその精算金事務、こういったものも結局当時の方々が放置をして、そしてそのまま時効が成立してしまっていて、今その徴収に苦慮されているところだと思っております。

直近で言いますと、さっき質問がありましたその歴史伝統文化体験館、令和4年度の予算を4千万とかしたわけですよ。もしくは、令和6年度に活用できるお金をそこに引き当てたわけですよ。そういったことに対しても、誰も責任を取らないわけですよ。この精算金事務に関しては、ある方が連絡もございました。誰も責任を取らない、頭も下げんで、なぜ今頃自分たちにこういうこと言ってくるんだと。払わんつもりはないと。だけれども、何の反省もないじゃないかというお叱りの声をいただいております。

ほかの案件にしてもそうなんです。結局、道路改良事業等で用地交渉をして道路拡張をする。そこまではOK、工事も終わった。その後分筆登記している痕跡もほぼないわけですよ。全てが、全てが後に後に回されて、そして定年退職したら、もう昔のことだから誰も知らない、責任もない。誰も取りませんがね。ましてや、それをまた今の方々に、昔の責任を取れというのは非常に酷な話です。ですので、少なくとも皆さんは、今後そういったことを残さないように、ちゃんと一つ一つの仕事、その完結するゴールを決めて、道路改良をしたら登記するまでが仕事だよということぐらいはしっかりと認識をしていただきたいという思いでございます。いかがでしょうか。

○副町長（袴 清次郎君）

そのことに関しましては議員がおっしゃるとおりだと思います。やはり、私たちが公務をしていく中で、次の職員にそういった影響を与えないというのが本分じゃないかと認識しております。そして、それぞれの与えられた立場で、その業務につ

いては全力を期すというのがモットーでありますし、そのためには、やはり職員も人であります。それぞれの個々の能力の違いもあろうかと思えます。得意・不得手もあろうかと思えます。そのために各課があって、そして横の連携が必要だと感じております。

常々職員にも、一人で悩まずに、前に進めるために、できないものはできないで、しっかりと上司に報告したり相談するのが重要であると。そのままにしておくことによって、しいては町民に多大なご迷惑をおかけするというのは、町長もしかりであります。私の方も話をしているところであります。

ですので、今各執行部、各課長、今の問いかけについてはしっかりと受け止めて、今後そういったことがないように、また過去にあった事実は事実として、少しでも解決できるようにまたみんなで考えていきたいと思えます。

○町長（森田 弘光君）

私、町長として当事者であります。その畑地整備の清算金の問題もしかり、それから不要存地、国の土地を払い下げて、それを皆さんにまた払い下げてお金を頂いたり頂かないという不要存地の問題、それから瀬滝の農業センターの用地についてもしっかりとした、地権者でない方と売買契約を結んでやって、それでOKとしたとか、いろんなことが、少なくとも私の中では現在も進んでおります。

こういったことについて、先延ばしとかでということではなくて、やっぱり今の時代でできることはやりましょうということで、いろんな職員の方々、また前の方々にもお願いして、今できるところは整理をしていきたいというのが私の思いであります。

じゃ、今の職員の皆さんにも、いわゆるその起案とか決裁が来るんですけど、これは今の人たちだからこのものが分かる。そこの起案の中には説明が不足してるなと僕は、だからこれが10年後の人たちにもしっかりと内容が分かるような、まあなんていうんですか起承転結っていう、なんていうんですか、そこの内容だけは最低限記載をしてから入れてください。

今だから、ああ、あれか、これかということで分かる。だけど10年たったらみんなもう分かりませんよ。だから、10年後の職員が、その書類を見たら分かるような書類、そうしたものをしっかりとやっていきたいと思います。今、今の若い職員の方々、私に決裁をもらいに来たりする場合はきちんと私の中では指導して、次の人たちが困らないようにしましょうということは常にお話をしております。

10年後の、また当時、その時代の町長さんとか副町長とか課長なんか困らないようなことをしましょうというのが今私の考え方です。

○9番（久田 高志議員）

はい、ごもっともだと思います。本当に、その職員ばかりならず、そういった、要は事務の不始末というか未完結があると、最終的に町民に要は金銭的なものやらやっぱり権利的なもので損害が出てるわけです。もう掘り起こすと昔の旧競り市場の跡地なんかも実際そうなんですよ。売ったのかあげたのか何かも分からない。そういったのも残ってない。

ですので、そういったことを、今もちろん抱えている問題もいっぱいあるかと思えます。それを今後の方々に絶対に残さないように、一つ一つ処理をしていただきたい。そして農地整備課においては、やはりその地権者を集めて、怒られますよ、ぼろくそ。課長、恐らく関係なかったと思えますけど、もうその位置に座ってしまいましたので、怒られてください。そういったことでもしないと、要はやっぱりそういった憤慨されている方がいらっしゃいますので、そういった気持ちも収めてあげるように努力をしていただきたい。

それともう一点、これは非常に、一度質問したことがございますけれども、町有地、町有財産、町有の土地です。島中あっちこちあるわけですよ。3ヶ町共有林とかを含めて、恐らく誰も、境界も、その数字上のデータは持っているわけですよ。どこにそのものがある、どこが境界であるなんて恐らく誰も知り得ないと思っております。それがまた地籍調査という言葉で逃げていただきたくない。やっぱりある程度、この辺だよ、この辺だよ、この辺だよ、と、地元の高齢の方々とかにいろいろ情報を取りながら、できる範囲で、少しずつでもいいですからそういった確認をしていただきたいという思いもございます。いかがでしょうか。

○総務課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

決算書にもありますが、財産に関する調べ、その中で行政財産につきましては、それぞれの課が所管している施設だったり、用地だったりします。そういったものについては十分把握されているわけですが、普通財産についてはなかなか100%とは言わず、正直半分の土地について把握できているかというところとちょっと定かではございません。

こういったところにつきましても少しずつ、もう一気に明瞭にできませんので、少しずつその場所と面積、それぐらひは特定して照合しながら、少しずつ場所と面積ぐらひは明瞭にしていければというふうに思っております。

○9番（久田 高志議員）

ぜひそういったことで、多分そういったのもずっと過去から置いてこられているわけですよ。もう数字上だけで動かして、多分恐らくなくなっているところも

あろうかと思えます。

そういったことですので、やはり各階級・職級ごと、それぞれが責任を持って、そして横の連携、先ほど副町長からありました。縦の連携、それぞれ直続の上司がしっかりと確認チェックをする。そして、課長の皆さんは、もう昔の、当時の課長と違ってその殿様課長はもう大分減ったと思いますが、以前はもう殿様課長もいっぱいいて、俺が殿様だと、お前らやっつけというそういった不満をいっぱい聞いたこともございます。ぜひ部下をしっかりとかわいがって、そしてまた厳しくもチェックをしながら行政を進めていただきたいと要請して、最後の質問に行きます。

未竣工工事の防災センターの案件でございます。8月21日でしたか、私も傍聴に行っております。

ところが、この後、新たな証拠というものが何か提出されまして、私もそれ文書を目を通しております。町長、副町長はこういった裁判資料は目を通してありますか。精査されておりますか。

○副町長（袴 清次郎君）

はい、公判の後には顧問弁護士の方から報告がございます。総務課長宛てに報告が来ますので、私も町長も目を通しております。

○9番（久田 高志議員）

今後の流れとして、今度10月17日とその進行協議手続があるようでございます。そして11月21日か12月4日、どちらかの日程で証人尋問が行われると思っております。どういった方々が参加されるのでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

今、議員のおっしゃるように、10月17日にまた次のその協議が行われて、11月21日もしくは12月4日にまた法廷が開かれるということであります。証人尋問を行うということが弁護士の方から伝えられております。

天城町が被告でございます。その中で、町長が呼ばれるのかということについてまだ具体的な、裁判所からそういったことについてはまだ指示がございません。当然、指示が裁判所からあった場合には、またその裁判所の指示に従う、そういった形になろうかというふうに考えております。

○9番（久田 高志議員）

はい、分かりました。恐らく10月17日時点では、どういった方々が判断が出ると思いますので、また私も注視しておきたいと思っております。

お目通しということですので、先日出てきた資料の中に、非常に気になる文言が多々ありました。皆さんが最終的にチェックを行って報告をした内容が、うーんと思うのがかなり出てきております。証人尋問もあるわけですので、恐らくいろんな

ことを尋ねられると思いますが、また、そこもしっかりと注視して見てみたいと思っております。

まさかと思いますが、最終報告等に虚偽はなかったですよ。

○副町長（袴 清次郎君）

最終的な報告書、当時の主管でありました建設課のほうで作成をして、私ももちろん目を通しました。

その中で、当時私もその事業に直接関わっておりませんので、分かりませんが、関係者のヒアリングなど聞き取りは行いました。ですので、その報告書については適正であったと認識した上で提出していると思います。

○9番（久田 高志議員）

はい、分かりました。まあ我々も特別委員会でしたので、この中でも全く事実と違うことが重複しておりました。その辺はまた私なりに、傍聴なりなんなりして確認をしたいと思っております。

これ、本当にあの優しさを持って特別委員会したのが今あだになったんじゃないかなと、本気で百条委員会にするべきだったかなと反省をしているところでございます。ぜひ、まあ裁判においては、やはりうそ偽りなく堂々と質問に答えていただいて、虚偽のないように努めていただきたいと思いますと申入れをいたしまして、まあせっかく町長、昨日までワクワクした気分だったんですけど、町民もワクワクさせるように頑張っていただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（上岡 義茂議員）

以上で、久田高志君の一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了しました。

次の会議は、9月6日金曜日午前10時より開会いたします。

本日はこれで散会します。

散会 午後 4時54分